

国土形成計画（全国計画）に係る意見聴取について

1. 都道府県及び指定都市からの意見聴取について

国土形成計画法第6条第5項の規定による都道府県及び指定都市からの意見聴取の結果、30団体から意見がない旨回答をいただき、35団体（共同提出1主体を含む。）から115件の意見をいただきました。その主な事項別内訳は、以下のとおりです。

・ 地域整備	25件	・ 国土資源・海域	5件
・ 産業	9件	・ 環境保全・景観形成	7件
・ 文化・観光	6件	・ 新たな公	2件
・ 交通・情報通信体系	19件	・ その他	37件
・ 防災	5件		

2. 国民意見について

国土形成計画法第6条第5項の規定により、平成19年12月13日から平成20年1月15日までの間、インターネットの利用や印刷物の配布等によりパブリックコメントを行い、23名（団体含む）から51件の意見をいただきました。その主な事項別内訳は、以下のとおりです。

・ 地域整備	8件	・ 国土資源・海域	2件
・ 交通・情報通信体系	10件	・ 環境保全・景観形成	4件
・ 防災	2件	・ 新たな公	5件
		・ その他	20件

1. 都道府県及び指定都市からの意見聴取について

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	1	<p>(内容(件名)) 医師等の地方における不足の解消 (意見(案文)) 例えば医療・福祉については、医師が不足している地域の解消に向けて国や地方公共団体、医療機関等が主体となって取り組む一方で、地域、行政、医療機関等が相互に連携を保ちながら、保健・医療・福祉の向上に一体的に取り組んでいく必要があり、地域においてこれらのサービスが切れ目なく提供される体制(地域包括ケアシステム)の構築、子育て支援の拠点整備等子どもの成長に応じた子育て支援サービスの充実促進を図る。 (修正すべき該当箇所: 第2部第1章第1節(3)、P38) (意見提出の理由) 近年、小児科や産科など特定の診療科の勤務環境が厳しいこと、臨床研修の必修化等に伴い、医科大学からの医師の派遣が減少していること、臨床研修医が大都市圏に集中し地方との格差が生じていることなどから、地方における医師不足が大きな問題となっている。 また、保健・医療・福祉サービスの担い手である看護職員についても、近年、その職域が拡大するとともに、病院における離職が進んでいることなどから、需給が逼迫した状況となっている。 そのため、国、都道府県、市町村、医師会や看護協会等が連携して医師、看護職員の確保対策を推進する必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第1章第1節(3)において、以下のとおり修正します。 「例えば医療・福祉については、医師が不足している地域の解消に向けて国、地方公共団体や医療機関等が主体となって取り組むことに加え、地域、行政、医療人が相互に連携を保ちながら、保健・医療・福祉の向上に一体的に取り組んでいく必要があり…」</p>
地域整備	2	<p>(内容(件名)) 子育て支援の促進等 (計画提案(案文)) また、一人暮らし等の高齢者世帯、共働きの子育て世帯、外国人等多様な世帯への身近な生活支援機能については、生活の質の更なる向上に向けて、地縁型コミュニティ等の多様な主体による共助の取組の回復・促進を図っていく。 (修正すべき該当箇所: 第1部第3章第2節(1)、P17) (意見提出の理由) ・文言の修正(理由: 平成19年度厚生労働白書において使用されている。)</p>	<p>当該箇所は、多様な世帯の例示として独居老人等の高齢世帯について記述していますが、ご指摘の修正案も同じ内容を表すものとなっていると考えています。</p>
地域整備	3	<p>(内容(件名)) 子育て支援の促進等 (計画提案(案文)) 例えば医療・福祉については、医師が不足している地域の解消に向けて国と地方公共団体、医療機関が主体となって取り組む一方で、地域、行政、医療機関等が相互に連携を保ちながら、保健・医療・福祉の向上に一体的に取り組んでいく必要があり、地域においてこれらのサービスが切れ目なく提供される体制(地域包括ケアシステム)の構築、子育て支援の拠点整備等子どもの成長に応じた子育て支援サービスの充実促進を図る。 (修正すべき該当箇所: 第2部第1章第1節(3)、P38) (意見提出の理由) ・子育てへの支援を促進する際に、拠点の整備を進めるとともに、サービスの充実促進を図る必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第1章第1節(3)において、以下のとおり修正します。 「…地域においてこれらのサービスが切れ目なく提供される体制(地域包括ケアシステム)の構築、子育て支援の拠点整備や体制の充実促進を図る。」</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	4	<p>第2部第1章第1節住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保について 急速な高齢化の進展が見込まれる中、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、住宅だけでなく公共空間を含めたバリアフリー化の推進も重要である。 このため、「…国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、良質な住宅のストックを形成するとともに、良好なまちなみや景観・水・緑豊かで美しい居住生活環境、<u>バリアフリー空間の整備を進めることにより、</u>」と下線部を追記していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第1章第1節において、以下のとおり修正します。 「…国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、良質な住宅のストックを形成するとともに、良好なまちなみや景観、水・緑豊かで美しい居住生活環境の整備やユニバーサルデザインの推進により…」</p>
地域整備	5	<p>少子・高齢化社会への対応について 大都市は、高度成長期に整備され、今後更新時期を迎える多くの基盤ストックを抱えている。今後、少子高齢化に伴う人口減少が進む中、これらの既存ストックについては、その長寿命化や効率的な更新、活用などアセットマネジメントの視点に基づいた対応が求められている。 しかし、それだけでなく、今後、大都市圏においても、団塊世代の高齢化などにより高齢者が急増し、高齢化による影響が顕著に現れることが予想されていることから、ユニバーサルデザインが十分に配慮され高齢者も歩いて快適に過ごすことができるまちなど、いつまでも高齢者が元気に社会の活動に積極的に参加できる社会基盤を、今のうちに整備していくことが求められている。 美しく暮らしやすい国土は、高齢者や障害者をはじめとするすべての国民が生き生きと生活できる社会基盤の整備が不可欠である。高齢者が多く居住する都市部において、人に優しく安全な社会基盤のいっそうの充実を図っていく必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第1章第1節において、以下のとおり修正します。 「…国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、良質な住宅のストックを形成するとともに、良好なまちなみや景観、水・緑豊かで美しい居住生活環境の整備やユニバーサルデザインの推進により…」</p>
地域整備	6	<p>第1部第2章第1節(2)(安全・安心の確保とユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進)について 「多様な人々が移動しやすいよう、…バリアフリー空間の形成等、まち全体を視野に入れた取組を推進する。」とされているが、バリアフリー化を進める上での大きな障害になっている放置自転車問題など、喫緊に取組むべき大都市圏の課題について対策をとることを示す必要がある。 このため「交通結節点における利便性向上や乗継円滑化、<u>放置自転車・自動二輪車をはじめとする障害物の除去、</u>駅等を中心とした一定の地域内における旅客施設だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成等、まち全体を視野に入れた取組を推進する。」と下線部を追記していただきたい。</p>	<p>放置自転車等の問題については、第2部第1章第1節(3)の(歩いて暮らせるまちづくりの推進)に、駐車場の整備や自転車の利用環境の整備という観点で記述しているところです。</p>
地域整備	7	<p>地域格差の是正について 地域間格差の動向について注視が必要とする認識は示されているが、医療・教育・交通手段等の基礎的条件について、域内格差の是正の視点になっており、都市と地方の格差是正の視点が示されていない。 大都市地域との間にさまざまな格差が生じている地域の自立を促進するため、基礎的な社会的諸サービスを確保・充実し、基礎的な生活環境の格差を是正することを記述する必要がある。</p>	<p>第1部第2章第1部等に示されているように、今回の計画においては、各広域ブロックがその有する資源を最大限活かした独自の地域戦略を描き、特色ある発展を目指すとともに、地域の共生関係を築いていくことにより、地域間の格差の拡大に対する不安や地域ごとの格差感を解消していくこととしております。また、広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え実現するための基盤整備等の支援などを総合的に推進していくこととしています。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	8	<p>第1部第4章第1節(国土基盤投資に対する国の戦略)について 大都市圏では、都府県域を超えて広範囲に連担・集積している人口、産業、基盤施設等のこれまでのストックを積極的に活用し、より高度で高質な都市機能と基盤施設の整備を集中的に進める必要がある。</p> <p>このため、「…総合的な評価に優れたものが優先されるべきである。また、国際競争力のある活力エンジンを担う圏域の形成と言う観点で、国レベルでの対処が必要であるプロジェクトに対しては、資金を調達し集中的な投資を行う制度を構築し、国土基盤整備と機能向上を重点的に推進する。加えてプロジェクトの実施途上や…」と下線部を追記していただきたい。</p>	<p>大都市圏における都市機能と国土基盤の質的向上の重要性については、第1部第3章第2節(1)の(大都市特有の課題への対応)等に記載するとともに、国土基盤投資に対する国の戦略に関しては、第1部第4章第1節において国土の骨格を成す国土幹線交通基盤等国家の持続的発展のための戦略的な投資に主眼を置く旨を記述しております。</p> <p>具体的な国土基盤投資の進め方については、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められるものと考えています。</p>
地域整備	9	<p>(項目)医療機能の拠点化について (頁)40頁 第2部第1章第2節(複数市町村の連携による都市機能の相互融通) (原案) 人口密度が低下する中で都市機能を維持増進するためには、機能の集約化と供給区域の広域化が必要となるため、例えば地域における_____医療連携体制の構築、図書館等の社会教育施設の複数市町村間の相互利用等、周辺市町村間での適切な役割分担と相互補完を促進する。また、集約化・_____高度化した医療等の都市機能を広域的に共有できる連携・交流基盤として、道路の整備、公共交通の充実・改善を「命の道」の確保として、…</p> <p>(修正意見) 人口密度が低下する中で都市機能を維持増進するためには、機能の集約化と供給区域の広域化が必要となるため、例えば地域における医療機能の集約化、拠点化、機能分担による医療連携体制の構築や、図書館等の社会教育施設の複数市町村間の相互利用等、_____連携による適切な役割分担と相互補完を促進する。また、集約化・拠点化・高度化した医療等の都市機能を広域的に共有できる連携・交流基盤として、道路の整備、公共交通の充実・改善を「命の道」の確保として、…</p> <p>(理由) 国土形成計画法第2条において国土形成計画に掲げる事項として示されている「厚生施設の利用及び整備に関する事項」について、生活に欠かせない基礎的な医療機能を確保していくための医療施設の適切な配置を明記していく必要があり、そのためには、複数市町村の連携とともに、医療機能の集約化・高度化に加え、「拠点化」、「機能分担」が不可欠であると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第1章第2節(1)において、以下のとおり修正します。</p> <p>「人口密度が低下する中で都市機能を維持増進するためには、機能の集約化と供給区域の広域化が必要となるため、例えば、拠点化を含めた機能分担による医療連携体制の構築や、図書館等の社会教育施設の複数市町村間の相互利用等、周辺市町村間での適切な役割分担と相互補完を促進する。また、集約化・高度化した医療等の都市機能を広域的に共有できる連携・交流基盤として、道路の整備、公共交通の充実・改善を「命の道」の確保として、…」</p>
地域整備	10	<p>都市整備のあり方について(柔軟な都市計画制度) 都市機能の無秩序な拡散と中心市街地の深刻な空洞化の中で、都市構造の転換や広域的な土地利用の再構築に取り組んでいくことが示されており、ゾーニングを中心とした都市開発制度から、柔軟な土地利用が可能となる都市政策制度への転換が求められている。</p> <p>このため、無秩序な開発や都市機能の拡散を抑制しつつ、人口減少社会に対応した柔軟な都市構造を実現する制度へ都市計画制度を再検討し、都市の再編を図ることを記述する必要がある。</p>	<p>都市整備については、第1部第3章第2節(1)の(集約型都市構造への転換による国土の効率的利用)に、広域的な土地利用のあり方の検討という観点で記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	11	<p>都市整備のあり方について(生活と一体になった商業機能のあり方) 特に地方の商店街をはじめとして、商業機能が生活と一体になって機能している地域が数多く存在する。 こうした地域では、商業機能が失われると地域社会の生活基盤やまちのにぎわいに大きな影響を与え、地域社会の崩壊につながりかねない。 このため、地域構造の観点からも、生活と一体となった商業機能のあり方について記述する必要がある。</p>	<p>商業機能のあり方をはじめとしたまちづくりについては、第1部第3章第2節(1)の(魅力的で質の高いまちづくり)に、活力や魅力あふれる都市づくり、第2部第1章第1節(3)の(歩いて暮らせるまちづくりの推進)に、街なか居住・街なか立地の促進やにぎわいのある市街地整備、また第2部第1章第2節(1)に、多種多様な商業施設の集積等という観点で記述しているところです。</p>
地域整備	12	<p>大都市の緑化推進、地球温暖化対策及び防災対策について 現在、大都市における緑の再生・創出や地球温暖化防止に関する国民の関心が高まっています。 また、我が国は、世界有数の地震国であるなど、災害が発生しやすい国土構造を有しており、安全・安心して暮らせるまちづくりが急務となっています。 東京都では、東京をさらに高いレベルの成熟した都市に発展させていくため、水と緑に囲まれた都市空間を再生するとともに、世界で最も環境負荷の少ない都市の実現を目指し、あらゆる都市空間の緑化やCO2の大幅な削減など、独自の対策に率先して取り組んできており、今後、その取組を加速することとしています。 あわせて、災害に強い都市をつくるため、建築物・インフラの耐震化などを今後とも着実に推進することとしており、このような取組を全国に波及させていく必要もあります。 したがって、全国計画の案において、大都市における緑化の推進、地球温暖化対策及び防災対策についての記述をさらに充実すべきです。</p>	<p>大都市に関する事項については、第1部第3章第2節(1)の(大都市特有の課題への対応)や第2部第1章第2節(2)の(大都市のリノベーション)に記述しているほか、緑化推進・地球温暖化対策・防災対策についても環境や防災などそれぞれの項目において記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	13	<p>(件名)大都市の整備における支援について (意見の内容) P.41第2部第1章第2節(2)活力の源泉である都市圏の形成と連携の強化(大都市のリノベーション)11～13行目を次のように修正をお願いしたい。 『なお、大都市の整備に当たって、国は、既存の都市機能等の集積を活用しつつ各広域ブロックの持続的発展につなげていく事業に対する支援制度を確立する。また地域は、創意工夫することにより、既存の誘導や規制に係る制度と規制緩和にかかる制度を活用するとともに、PFI等による民間資金の有効活用など様々な手法・制度を最適に組み合わせしていく視点が重要である。』 (意見の理由) 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)に係る国からの支援について、P.10～11『広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するための基盤整備等の支援、各地域の知恵と工夫の競い合いのための支援や環境整備など、国としての支援を総合的に推進していく。』と記述されている。 現在都道府県は、広域地方計画との整合性がとられた広域的地域活性化基盤整備計画を作成することにより、それに基づく広域的な経済活動等の基盤整備への支援を受けることができる(地域自立・活性化交付金)。 しかし、基礎自治体である市町村に対しては、政令指定都市が広域地方計画協議会に参画することにより、広域地方計画の策定に関与することができるものの、直接的な支援があるとは言い難い。また、地域自立・活性化交付金はまちづくり交付金に比べ、対象とする事業が幅広く(港湾・空港・鉄道)、より広域ブロックの発展に寄与する事業に活用できるものと思われる。 政令指定都市を中心とする大都市が、既存の都市機能等の集積を活用しつつ各広域ブロックの持続的発展につなげていく事業に対しては、例えば地域自立・活性化交付金の対象を大都市へ拡充するなど、支援制度を確立することが、国土形成計画の実現に必要と考える。</p>	<p>ご指摘のように、地域自立・活性化交付金は広域的な行政主体である都道府県を交付対象としていますが、計画策定時に実施する政令市を含む関係市町村への意見聴取を通じて関係者の連携が確保されており、また、市町村を対象としたまちづくり交付金との連携や「地域自立・活性化推進費」の活用が適当と考えられます。このように、既存の制度等をうまく活用して取り組むことが適当と考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、大都市の整備をはじめとした大都市問題への対応については、第1部第3章第2節(1)の(大都市特有の課題への対応)に、「広域的な土地利用の再構築等、既成市街地等への過度な集中防止という従来の政策課題に代わる、新たな課題への対応について制度面も含め検討していく必要がある」と記述しているところ です。</p>
地域整備	14	<p>2016年オリンピックの東京招致に向けたまちづくりについて 2016年オリンピックの東京への招致は、本年9月、閣議了解も得るなど、国家的なプロジェクトに位置づけられたところです。 オリンピックの開催は、成長のステージを経て成熟しつつある東京が、さらに機能的で魅力的な都市に生まれ変わる絶好の機会です。 東京都は、オリンピック招致を契機に、都市機能や最先端技術の高密度な集積など、首都東京が持つ優位性を最大限に活かすことで変革を進め、我が国の活力をより一層増進させるとともに、地球温暖化対策など、東京の先進的な取組を世界の諸都市に発信できるよう、東京を21世紀の新しい都市モデルにまで高めていくことを期しています。 したがって、全国計画の案において、2016年オリンピックの招致に向けた東京のまちづくりに向け、国として全力で支援することを明確に記述すべきです。</p>	<p>大規模行事を踏まえた整備については、第1部第3章第2節(1)の(大都市特有の課題への対応)において、「観光、産業や大規模な行事のために世界中から多数の人を招来することが可能となることを念頭にいただいた整備を進めることが望ましい」と記述しているところ です。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	15	<p>第2部第1章第2節(2)(それぞれの強みを活かした都市圏の形成)について 都市圏の「集積を活かした都市機能充実と創造的人材の集積等の好循環を維持」することは圏域全体の発展に有効な戦略であるが、好循環が必ずしも形成できていない圏域もある。 このため原案を、「創造的人材の集積等の好循環を促進する。」と下線部のとおり修正していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第1章第2節(2)において、以下のとおり修正します。 「創造的人材の集積等の好循環を生み出していく。」</p>
地域整備	16	<p>(意見(修正案等))P42、9行目 さらに、廃棄物の不法投棄の防止、ゴミゼロ型都市への再構築、海面処分場の確保、沿道等における良好な大気環境の確保、汚水処理対策等を通じた水質の保全等を進める。 (理由) 進める取組内容を並べるにあたり、廃棄物(ゴミ) 大気 水質の順にまとめた方が理解しやすいため。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
地域整備	17	<p>(項目)農山漁村の活性化における都市の役割の明確化について 第2部第1章第3節美しく暮らしやすい農山漁村の形成(P42~45) (計画(原案)問題点) 計画原案では、(農山漁村の活性化のため)農村側の果たすべき役割について記述はあるが、都市側の果たす役割についての記述が弱い。 (問題点に対する本県の意見(案)) 都市は、農山漁村の有する多面的機能に支えられている。このことを明確にするとともに、都市側も積極的・能動的に農山漁村の活性化に資するための役割を担うべきである旨を明確にする必要がある。(例えば、熊本県では水源税として「水と緑の森づくり税」を設けている。また、熊本市が地下水涵養のために西原村等と「森林整備協定」を締結して地域住民等との連携により広葉樹を植林しており、さらに大津町や菊陽町及び地元の水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結して河川上流域の水田への水張りを実施している。)</p>	<p>農山漁村における都市側の果たす役割は重要であることから、第1部において「複数の地域間で人、物、資金、知恵、情報の双方向的な循環を形成し、ないところを相互に補い合う取組が不可欠である」(第3章第2節(4))と記述するとともに、第2部においても、「都市や農山漁村といった(中略)地域間の交流・連携を通じて暮らしやすさや活力を維持増進していくことが必要」(第1章)、「地域の資源管理について(中略)都市住民を含めた多様な主体が参画した取組を支援する」(同第3節)など、都市側の果たす役割の記述を行っているところであり、計画の推進段階においても、この点について十分留意してまいりたいと考えております。</p>
地域整備	18	<p>(意見) 中山間地域においては、高齢化、過疎化等の進展により、地域の伝統文化の喪失、農用地や森林の荒廃、災害への対応力の低下など様々な問題の発生が懸念され、一部には消滅が心配される集落もあることから、中心・基幹集落への機能の統合・再編成等に関する記述が随所になされている。 「選択と集中」の観点から集落機能の統合・再編成を促進すべきという考え方については、基本的には住み慣れた場所で安心して暮らしたいというのが住民の思いであると認識しており、その思いを身前に受けている市町村や住民との合意形成を十分図りながら慎重に対応すべきと考える。 (集落機能の統合・再編成等に関する記述に対する修正例)2部1章3節(P44) (1)快適で安全な暮らしと美しい農山漁村の実現(中山間地域の役割) また、住み慣れた場所で安心して暮らしたいという住民の思いに配慮することを前提として行政と住民の間で合意形成が図られるのであればを図り、民間の力も活かしつつ、日常生活を支える公共施設や社会的サービスの集約化・複合化を図る、水路の維持や冠婚葬祭を近隣の複数集落で共同で行うなどの集落機能の再編・統合を図るなど、地域の創意工夫による持続可能な地域経営の仕組みづくりを行う必要がある。</p>	<p>居住地のあり方については地域ごとに様々な考え方があることから、「住み慣れた場所で安心して暮らしたいという住民の思い」への配慮も含め地域で判断すべきことと考えております。また、原文では「行政と住民の間で合意形成を図り」と記述その重要性を示しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	19	<p>存続の厳しい状況にある集落への対応について</p> <p>多自然居住地域において、将来的な存続が厳しい状況にある集落が増加し、森林や道路の管理、地域行事の維持など地域社会を形づくる集落機能のみならず、教育環境の確保、医療や福祉、買い物等の日常生活機能の維持すら困難な厳しい状況に直面している。今後、こうした集落の危機が拡大するにもかかわらず、国土保全機能や国民生活に生じる様々な問題への体系的な対応が明示されていない。</p> <p>存続の厳しい状況にある集落への対応について、生活環境の支援、都市をはじめとする地域間交流の促進、人材の育成、地域づくり活動への支援など、各般の施策を地域の特性に応じて選択し、総合的、一体的に取り組めるよう、大都市のリノベーション同様、計画の中で特に横断的な項目として設け、記述する必要がある。</p>	<p>維持・存続が危ぶまれる集落あるいは中山間地域については、第1部第3章第5節(2)、第2部第1章第3節(1)、第2部第8章第3節(4)において行うべき施策の方向性等について記述しており、大都市のリノベーション等と比較しても丁寧な記述をしているところでは。</p>
地域整備	20	<p>(意見箇所)第2部第1章第4節(2)二地域居住等の推進(46ページ)</p> <p>(件名)移住(定住)対策の推進</p> <p>(修正案)(2)二地域居住・移住等の促進</p> <p>二地域居住を始めとする多様な形で人の誘致・移動を促進するために、各地域がそれぞれの特性や魅力を認識し、どのような人を、どのような形で受け入れるかについての戦略を持ち、地域の情報や住まい方について広く発信することを目指す。二地域居住についても、大都市圏と地方圏での二地域居住、大都市圏内での二地域居住、地方都市と農山漁村での二地域居住など様々な形態があることを踏まえ、その促進を図るに当たってより具体的な戦略を立てていく。また、離島など都市部から離れた地域においては、二地域居住から一歩進んだ都市部からの移住(Uターン等)を促進する必要がある。例えば、Uターン者との協働による地場産業の振興、交流人口の拡大及びコミュニティの形成を図ると同時に、都市住民に対して自然や伝統文化に親しむことのできるライフスタイルの提供を図る。また、都市部からの新たな住民の受け入れを促進させることにより新たな産業を生み出し、地域振興の担い手である若者の流出防止につなげる施策も必要である。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に都市と農山漁村との交流や二地域居住策などが進められているが、国境離島・外洋離島等は、都市部から遠く離れており、このような交流が思うように進まない現状がある。 ・このため、離島など都市部から離れた地域においては、二地域居住から一歩進んだ都市部からの移住(Uターン等)を促進するという視点及び施策が必要である。 	<p>ご意見を踏まえ、第2部第1章第4節(2)において、以下のとおり修正します。</p> <p>「二地域居住やUターン等による定住、交流など多様な形で人の誘致・移動を促進するために、各地域がそれぞれの特性や魅力を認識し、どのような人を、どのような形で受け入れるかについての戦略を持ち、地域の情報や住まい方について広く発信することを目指す。二地域居住については、大都市圏と地方圏での二地域居住、大都市圏内での二地域居住、地方都市と農山漁村での二地域居住など様々な形態があることを踏まえ、その促進を図るに当たってより具体的な戦略を立てていく。」</p> <p>なお、見出しの「二地域居住等」の「等」には移住・定住も含まれているので、原文のとおり「二地域居住等の促進」とさせていただきます。</p> <p>また、離島の振興策等に関するご意見については、第2部第1章第5節(1)の「離島地域」の中で記述されていると考えております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	21	<p>(意見箇所) 第2部第1章第5節(1)離島地域(47～48ページ) (件名)離島の自立のための条件同一化(イコールフットィング)・物流・人流コストの軽減 (修正案)</p> <p>(中略)一方で、離島地域は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等について重要な国家的役割を担うとともに、海岸等の自然とのふれあいを通じた癒しの空間の提供等の国民的役割を備えている。このような役割が適切に果たされるためには、同地域に人が定住し、生活を営んでいることが重要であり、その地理的・自然的特性を価値ある地域差として評価し、地域における創意工夫を活かした定住・雇用促進策等の振興を図ることにより、自主性を重んじた離島の発展を促進する。併せて、離島地域の自立に向けた競争条件の同一化(イコールフットィング)が必要である。</p> <p>このような観点から、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して低位にある状況を改善するため、港湾、空港、道路や架橋等交通施設の整備、離島と離島・本土・海外とを結ぶ離島航路・空路の維持・利便性の確保、輸送費・交通運賃の低廉化(海の国道)、高度情報通信ネットワークの整備及びその医療・教育・産業等への利活用の促進、農林水産業基盤の整備、渇水対策の促進、汚水処理施設・廃棄物処理施設・公園等の整備、医療・福祉体制の整備、防災対策の推進等を図る。</p> <p>離島の産業再生のため、地域の基幹産業である農林水産業のより効果的な振興を図るとともに、加工・流通体制の整備、販路拡大、関連企業との連携等により、特色ある離島製品の生産及び産地加工を促進する。また、海洋性気候等恵まれた自然環境を活用した保養・療養活動(アイランドセラピー)、体験滞在型余暇活動などの魅力ある離島観光を促進する。さらに、離島での生活や就労を体験するプログラムを実施するなどにより、団塊世代や若年層等のUJターンを支援する。このほか、雇用創造・起業・事業拡大に対する支援や地元大学との連携、研究所誘致等の産業再生に向けた基盤・組織づくり体制を強化する。また、こうした離島における産業再生策については、離島地域に着目した優遇措置の充実なども必要である。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・離島は本土地域と比べて環海性・隔絶性・狭小性といった特性を持っている。輸送コスト高は所与のものとして、島内の農林水産事業者・企業経営者の自助努力の枠外にあり、地域間競争・市場競争においては、大きな不利条件を担っていることとなる。離島の燃油価格は、輸送等の経費の上乗せにより本土と比べて恒常的に大きな価格差が生じているが、特に、近年では原油価格の高騰に起因して島民の負担はさらに重くなっている。</p> <p>・このため、今後の離島の産業振興にあたっては、基盤整備面での優遇措置だけでなく、海上の輸送費・交通運賃の陸上並みの低廉化を図る「海の国道」のように、抜本的な改善対策が必要である。このような公正な競争環境を整備するための条件を整えるための施策構築を国が行うことを明記すべきものとする。</p> <p>・これにより、地域の自立に向けて創意工夫を活かした主体的な取組が促進され、離島振興に向けた離島住民の積極的な取組を支援するという国のこれまでの施策も大きな効果を生み出していくものと期待される。</p>	<p>離島の交通対策、産業再生策については、第2部第1章第5節(1)「離島地域」において、港湾、空港、道路や架橋等交通施設の整備、離島航路、空路の維持・利便性の確保、農林水産業のより効果的な振興、特色ある離島製品の生産及び産地加工の促進、離島観光の促進、UJターンの支援など、離島地域を取り巻く状況を踏まえて、丁寧に記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	22	<p>(意見箇所) 第2部第1章第5節(48ページ) (件名) 離島の自立のための条件同一化(イコールフットイング)・全国的・広域的な医師確保システムの確立 (修正案) このような観点から、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して低位にある状況を改善するため、港湾、空港、道路や架橋等交通施設の整備、離島と離島・本土・海外とを結ぶ離島航路・空路の維持・利便性の確保、高度情報通信ネットワークの整備及びその医療・教育・産業等への利点用の促進、農林水産業基盤の整備、湧水対策の推進、汚水処理施設・廃棄物処理施設・公園等の整備、<u>全国的・広域的な医師確保システムの確立等の医療・福祉体制の整備、防災対策の推進等を図る。</u></p> <p>(提案理由) ・全国一の離島県である本県は、昭和43年に全国に先駆けて離島医療圏組合を設立し、自治医科大学卒業生と県独自の医学修学生を離島の中核病院へ配置することにより、離島医療を本土並みに近づけてきた。 ・平成16年度からは、長崎県離島・へき地医療支援センターを設置し、県職員として採用した医師を市町立診療所へ派遣するなどの取り組みを行うとともに、五島市とともに長崎大学へ寄付を行い離島・へき地医療学講座を開設するなど離島医師確保対策を行っている。 ・しかし、地域、特に離島・へき地の医師不足は全国的な課題であり、地方自治体の取り組みには限界があるため、離島・へき地における医師確保対策を支援する全国的なシステムの構築やITを活用した地域医療ネットワークの構築等の国による実効ある施策の推進が必要である。</p>	<p>医師の確保については、第2部第1章第1節(3)の中で、暮らしの安全・安心の確保として医療についての記述をしております。また、離島等における医療の確保については、第2部第1章第5節(1)の「離島地域」で記述しているほか、第2部第4章第3節の「いのちと暮らしを支える交通環境の形成」においても記述しているところです。</p>
地域整備	23	<p>(意見箇所) 第2部第1章第5節(1)離島地域(48ページ) 第2部第6章第5節(1)海域を国の活力につなぐ取組(103ページ) (件名) 国境・外洋離島への積極的な支援策 (修正案) 第2部第1章第5節(1) 離島地域 排他的経済水域の保全等の面で特に重要な役割を担っている国境離島等については、<u>離島の持つ特徴である環海性・隔絶性・狭小性から生じる経済的な競争不利条件が最も色濃く出る地域でもあり、このまま人口減少等が進めば、その重要な国家的役割を果たすことが困難となるおそれがある。このため、地域の特性を踏まえながら、交通アクセスの改善、農林水産業を中心とした産業振興、観光振興、物流・人流コストの軽減策、漂流・漂着ごみ対策、外国船避泊受入れ体制の整備等住民の生活の営みや農林漁業が持続できるような、離島一般の振興策とは異なるなお一層の支援について、公的支援を含めて検討する。</u></p>	<p>交通アクセスの改善、産業振興、漂流・漂着ごみ対策、船舶の航行の安全確保等について、第2部第1章第5節(1)の「離島地域」、第2部第6章第5節の「海域の利用と保全」において趣旨を取り込んでいるところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備	24	<p>【意見内容】 半島地域における社会資本整備については、半島循環道路と同様に港湾の整備も重要であることから、記載する必要がある。</p> <p>また、半島地域における高度情報通信ネットワークについては、「充実」となっており、離島地域における「整備」という記述とは異なっている。これは、半島地域では一応の整備が済んでいるとの認識で記述されたものと思料されるが、本県の薩摩・大隈両半島地域においては、ADSLの整備さえ行われていない地区が多い状況にあることから、このことを十分認識・配慮し半島地域における高度情報通信ネットワークについても「整備」という記載に修正すべきである。</p> <p>【関係箇所】第2部第1章第5節地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応(4)半島地域(50頁)</p> <p>【修正案】 このような観点から、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して低位にある状況を改善するため、半島循環道路や港湾等の交通基盤の整備、高度情報通信ネットワークの整備充実、農林水産業基盤の整備、国土保全施設の整備、水資源開発の推進、汚水処理施設・廃棄物処理施設・公園等の整備、医療・福祉体制の整備、鳥獣による被害防止等を図る。</p>	<p>半島地域における港湾の重要性は十分認識しており、第2部第1章第5節(4)半島地域における「半島循環道路等の交通基盤の整備」の「等」には、港湾も含まれているものと認識しております。</p> <p>また、高度情報通信ネットワークについては、ご意見のとおり修正します。</p>
地域整備	25	<p>【意見内容】 奄美群島については、小笠原諸島と合わせて記載されているが、両者の特性は自ずと異なるものであり、群島内の自立的発展と豊かな住民生活の実現を図るため、豊かな自然や独特の伝統・文化、長寿・子宝など同群島の特性に十分配慮した振興策を推進する必要があることから、分けて記載すべきである。</p> <p>【関係箇所】第2部第1章第5節地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応(1)離島地域(48頁)</p> <p>【修正案】 このほか、沖縄の離島については、アジア・太平洋諸国に近接した地理的特性、亜熱帯・海洋性などの自然的特性、国際性豊かな歴史的特性などに十分配慮した振興策を推進する。また、奄美群島については、自立的発展を目指して、豊かな自然や独特の伝統・文化、長寿・子宝などの特性に十分配慮した振興策を推進する。小笠原諸島については……</p>	<p>全体のバランス等を考慮して原案どおりとさせていただきたいと考えております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
産業	26	<p>(意見箇所) 第1部第3章第1節(1) 東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化(13ページ)</p> <p>(件名) 地域の特性や資源を活かした独創的な産業の戦略的育成と集積</p> <p>(修正案)</p> <p>各広域ブロックは、自立的に発展していくために直接海外と競争・連携する視点を持ちつつ、内在する地域資源を最大限活用し、国際競争力のある新商品、新技術、新サービスを提供し続け、新しい価値を発信していくことで東アジアの成長エンジンの一翼となり、その存在感を高めていくべきである。そのため、産学官とそのネットワーク活用や研究開発拠点の整備、さらには相互連携などにより知的・産業クラスターを強化するとともに、研究から市場へ、市場から研究へと双方向のつながりの強化など科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みを活性化していく。</p> <p><u>また、国においても、各地域の地理的条件、地域独特の歴史・文化・自然環境、地域独自の知的財産・オンリーワン技術等を勘案しつつ、地域の差別化を図るための支援等を行うことにより、独創的な産業を戦略的に育成し、将来有望な産業の集積を図る。</u></p> <p>(提案理由)</p> <p>・地域の特性や資源を活かした産業振興については、地域が主体となって進めるべきであるが、国においても国家的な視点から戦略的な育成が必要な産業については、地域の差別化を図るための支援等を行うことが必要である。</p>	<p>ご指摘の点については、その主旨は第2部第2章第2節(3)等に記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
産業	27	<p>(意見)</p> <p>我が国の安定した経済成長を支える公平な地域間競争を可能とするためには、首都圏を中心に偏在している研究開発機能を地方に分散し、広域ブロックにおける研究開発機能の強化を促進していくことが、真の地方自立のための基盤として特に重要であることから、さらに具体的な記述をお願いする。</p> <p>(修正案)</p> <p>第1部第3章第2節(1) 東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化</p> <p>各広域ブロックは、自立的に発展していくために直接海外と競争・連携する視点を持ちつつ、内在する地域資源を最大限活用し、国際競争力のある新商品、新技術、新サービスを提供し続け、新しい価値を発信していくことで東アジアの成長エンジンの一翼となり、その存在感を高めていくべきである。そのため、産学官とそのネットワーク活用や研究開発拠点の整備、さらには相互連携などにより知的・産業クラスターを強化するとともに、研究から市場へ、市場から研究へと双方向のつながりの強化など科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みを活性化していく。</p> <p><u>また、広域ブロックの自立的な発展のためには、地域の自立を支える産業の足腰の強化はもとより、広域ブロックにおける中・長期的な視点に立った高付加価値産業や先端産業への産業構造転換などを牽引していく高度な研究開発機能や集積が必要である。そのためには、これまで首都圏を中心に集積してきた研究開発センター機能を、各広域ブロックの強みや特性を踏まえて移転し、研究者等の人材と合わせて分散化していくことが不可欠である。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、第1部第3章第1節(1)において、以下のとおり修正します。</p> <p>「このような東アジアのダイナミズムを国内の各地域に取り込むような動きを一層活発化させ、東アジアと競争・連携しながら成長していくためには、グローバルなネットワークの中で、先端的研究開発を進めるとともに、東アジアに高付加価値の基礎素材や部品を供給していくことなどにより、産業競争力の強化を図っていかねばならない。」</p> <p>また、第1部第3章第2節(2)において、以下のとおり修正します。</p> <p>「さらに、大学等は地域にとって重要な知的・人的資源であることから、大学等を含め広く教育・研究の振興を図るとともに、産学官連携による新産業の創出や地域の研究開発機能の強化を図り、地域への成果還元や大学等の知の拠点を核とした地域づくりを進めていく。」</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
産業	28	<p>第2部第2章第2節(1)魅力ある産業立地環境の整備について 企業にとって魅力的で利便性の高い操業環境を提供するためには、物流基盤に加えて上水道及び工業用水道等のライフラインの安定供給が重要である。また、海面廃棄物埋立処分場の跡地については、環境面だけで評価し規制するのではなく、必要な措置を講じた上で、大都市における産業集積の貴重な開発空間として利用できるような位置付けるべきである。 このため、「地域の産業展開のためには道路、鉄道、港湾、空港等の物流基盤や上下水道及び工業用水道等のライフラインの整備・活用も重要であり、これを産業集積と有機的に結びつけ、企業の物流コストや進出コストの低下を図り、更なる企業立地を呼び込むといった好循環の形成を図っていく必要がある。このため、民間投資と適切に連携した地域の発意に基づく基盤整備を支援する。さらに、大都市圏にある海面廃棄物埋立処分場の跡地については、産業集積の貴重な開発空間でありながら、環境上の観点から利用の規制が強化されている現状に鑑み、有効活用できるよう必要な措置を講じる。」と下線部を追記していただきたい。</p>	<p>ご意見の点について、当該部分は主に物流基盤整備について言及しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
産業	29	<p>第2部第2章第2節(4)地域の労働供給力の向上の記述内容に関する意見 地域の能力開発・雇用開発 「特色ある産業を地域において展開していくため」の記述が並んでいるが、良質で多様な人材を安定的に供給していくためには「能力開発」が欠かせないので、併せて記述すること。 また、地域の雇用開発について、市町村や経済団体等の役割が記載されているが、都道府県の役割が記載されていない。都道府県においても、地域雇用開発促進法に基づいた地域雇用開発計画の策定等、地域の雇用を創出する取組みを行っているので記載すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第2章第2節(4)において、以下のとおり修正します。 「地域においても、実情に応じて、都道府県、市町村、経済団体等の関係者が一体となって雇用創出、能力開発、就職促進等を進めるべきであり、国はこうした取組に対して支援する。」</p>
産業	30	<p>第2部第2章第2節(4)地域の労働供給力の向上の記述内容に関する意見 正規・非正規労働者間の均衡処遇 「パートタイム労働者」については、均衡処遇などを進めるだけでなく、公正な雇用を推進していくため、非正規労働者を少なくするという視点を加えること。 また、均衡処遇については、パート労働者について、その意欲、能力に応じた均衡処遇を進めるとの考えのほうが良いのではないかと。 子育て支援による女性の就業支援 「女性の就業支援」は、子育てに限定したものではありませんので、まずは、妊娠、出産を契機とした退職をなくし、意欲、能力に応じて働き続けられる環境の整備、能力開発の機会の提供及び男女共同参画の視点から差別は認められない、という視点を記述すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第2章第2節(4)において、以下のとおり修正します。 「このため国は、正規・非正規労働者間の均衡待遇などを進めるとともに、ニート・フリーター対策による若者の就業支援など正社員化の推進、仕事と家庭の両立支援による女性の就業支援、定年の引上げや継続雇用制度導入による高齢者の就業支援等を進める。」</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
産業	31	<p>【意見内容】 <u>食品の安心・安全に関する取組や地産地消の取組については、林業(特用林産物)においても、積極的に実施していることから、「農水産物」、「農水産業」という記述を『農林水産物』・『農林水産業』と修正すべきである。</u> 【関係箇所】第2部第2章第3節食料等の安定供給と農林水産業の展開(1)食料の安定供給(56頁) 【修正案】 他方、食料消費の観点からは、国民の食の安全に対する関心が高まる中、食品の安全を確保するとともに、消費者の信頼の確保のため農林水産物・食品に関する正確で十分な情報を提供することが必要である。また、消費者がより積極的に食生活を見直すことが可能となるような環境を整える必要がある。</p> <p>そのため、農林水産物の生産過程、食品の製造工程、食料の供給過程等といった生産から食卓までの各段階において、食品の安全に関する確かなリスク管理を行うとともに、消費者に正確な情報を分かりやすく提供するほか、危機管理体制の整備等を図る。また、国民一人一人が自ら考え望ましい食生活を実現できるよう、実践的な食育の取組を国民運動として推進するとともに、これと連動して国産農産物の消費拡大を促進するほか、食品の廃棄や食べ残しの減少を促進する。さらに、生産者の顔が見える関係で地域の農林水産物・食品を購入する機会を消費者に提供するとともに、地域の農林水産業と関連産業の活性化を推進する「地産地消」を推進する。</p>	ご意見のとおり修正します。
産業	32	<p>【意見内容】 EPA交渉などは、我が国の農業に多大な影響を与える可能性があることから、<u>『危機的局面に陥ることがないようセーフティネットの構築を図る』ことについて記載すべきである。</u> 【関係箇所】第2部第2章第3節食料等の安定供給と農林水産業の展開(1)食料の安定供給(56頁) 【修正案】 その際、我が国の農林水産業の構造改革や多面的機能の確保等への影響を十分考慮するとともに、<u>危機的局面に陥ることがないようセーフティネットの構築を図る必要がある。</u></p>	ご趣旨に鑑み、第2部第2章第3節に「農林水産業の構造改革や多面的機能の確保等への影響を十分考慮する必要がある。」旨記述しているところです。

事項	No.	意見	意見に対する考え方
産業	33	<p>(第2部第2章第3節(3)) (適切な木材利用の推進) 生活に使われる素材の中でも、国内の適切に整備・保全された森林から生産された木材は、環境への負荷が小さく、循環型社会の構築や地球温暖化防止等の観点から、その利用を促進していく必要がある。このため、我が国の木の文化や木の良さ、木材利用の意義について、消費者への普及に努めるとともに、国産材を使った魅力的な商品や製品の開発を推進する。また、国産材を使ってみたいと考えている消費者の選択を助けるよう、表示等について検討を進めるとともに、<u>学校、社会福祉施設等地域の公共施設の整備においても、地域の木材の利用に積極的に取り組む。</u></p> <p>(変更案) 学校、社会福祉施設、<u>及び土木施設等</u>地域の公共施設の整備においても、地域の木材の利用に積極的に取り組む。</p> <p>(変更理由) 適切な木材利用の推進の対象施設について、『学校、社会福祉施設等地域の公共施設の整備においても、...』としているが、国産木材の積極的な利用を促進させるため、防護柵や型枠などの『公共土木施設』についても対象施設として計画に明示してほしい。</p>	<p>ご指摘についても、適切な木材利用を推進していく上で重要と考えており、「学校、社会福祉施設等地域の公共施設の整備」とすることにより幅広く、その趣旨を取り込んでいくところです。</p>
産業	34	<p>【意見内容】 我が国は、火山や温泉等多彩な自然を有しているにもかかわらず、温泉については、観光施策においてのみの記述となっていることから、『<u>温泉の多岐にわたる利用(医療・福祉、飲料用等)</u>』についても記述すべきである。</p> <p>【関係箇所】第2部第2章第4節世界最先端のエネルギー需給構造の実現とその発信(61頁) 【修正案】 地域に賦存するエネルギーの有効活用は、地球温暖化対策にも資するものであり、いわば地域の自給率の向上を図ることを目標として、太陽光発電群の形成を目指すとともに、風力発電、バイオマス、<u>雪氷熱や温泉など地域性の高い新エネルギーについて、「地産地消」の地域新エネルギービジネスの育成を図る。なお、温泉については、浴用・湯治用のほか、医療や福祉の分野での活用、さらには飲料用など多岐にわたって利用されていることから、こうした温泉の多面的な活用による地域振興を促進する。</u></p>	<p>ご指摘の点について、温泉の活用による地域活性化については、第2部第3章第2節(1)(2)に記載しているところです。</p>
文化・観光	35	<p>「地域に存する文化財」は、「地域にとって固有の価値を有する」だけでなく、地域を越えた広域における価値を示すものや我が国の特徴を表すもの、さらに、世界的にみて普遍的価値を有するものもある。</p> <p>原案では、「地域にとって固有の価値を有する文化財」を特に抽出し(P.63)、<u>地域において、保存・活用を図ることとしているが、これらの文化財の特性に鑑み、保存・活用を図る主体は、「国及び各自治体」と考える。</u></p>	<p>ご指摘のとおり、文化財について様々な措置を講じる主体としては国、自治体も多いと思われませんが、地域に存する文化財の保存・活用の主体は、地域住民、NPOなどがむしろ主体となると考えられますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
文化・観光	36	<p>(意見(修正案等))P64、1行目 例えば、古来より富士山を背景に取り入れた絵画や庭園がみられるように、我が国独特の技法である借景の思想を活かした周辺との調和などにより、 (理由) 前半は「借景」にかかる文章と考えられる。借景は庭園についてであり「絵画」は不要</p>	<p>借景は庭園に関する技法であります。該当箇所前半部分は、我が国独特の借景をはじめとする周辺との調和についての例示であり、富士山を背景に取り入れた絵画も周辺との調和に関するわかりやすい例示として掲げさせていただいているところです。</p>
文化・観光	37	<p>「歴史都市の重要性と再生・活用」を明記されたい 急激に進む都市化や近代化、更には世界規模におけるグローバル化の進行など、混迷の時代にあつては、日本が21世紀の国際社会を牽引し、存在感を高めていくために、自らが長い歴史と独自の文化を持つ国であることを内外の人々に発信し、説明することが求められています。 この点、悠久の歴史に育まれた文化や伝統が今なお息づく歴史都市は、緻密で優雅な日本文化の真の姿を顕現することができるだけでなく、和の精神や多文化共生といった精神文化や、自然との共生の思想の発祥の地であり、日本国民のみならず、世界の宝として、その存在意義が高まっております。 今こそ、こうした歴史都市が培ってきた精神性や、独自の文化・景観を活かして、活力に満ち溢れたまちづくりを進めることは、我が国の調和のとれた国土形成において、非常に重要です。 そこで、国土形成計画全国計画に、こうした歴史都市の重要性とともに、国家戦略として、その再生・活用について、これまで以上に積極的に取り組むことを明記していただきたい、と考えております。 具体的には、「第1部 計画の基本的考え方 第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標」の第4節「(4)魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営(個性豊かな地域文化の継承と創造)」の最終段落において、以下の文言を付け加えていただきたい。 「とりわけ、歴史都市が有する文化や景観などを単にその都市のみの資産としてとらえるのではなく、日本の財産として守り、育て、戦略的に活用する。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1部第3章第4節(4)において、以下のとおり修正します。 「このため、地域の歴史・伝統・文化の継承や国土基盤の質の向上、歴史に培われた都市の保全・整備」</p>
文化・観光	38	<p>【意見内容】 伝統的工芸品産業については、需要の低迷、技術者の高齢化や後継者不足などの現状認識およびその対策について十分には記載されていないことから、『<u>伝統的工芸品産業に係る支援</u>』について、記載すべきである。 【関係箇所】第2部第3章第1節文化が育む豊かで活力ある地域社会(1)個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等(63頁) 【修正案】 また、伝統工芸については、<u>需要の低迷、技術者の高齢化や後継者不足など多くの課題を抱えている。このような状況を踏まえ、伝統的工芸品の需要開拓や後継者育成などの取組を支援する。また、長い歴史の中で培われた技を途絶えさせないようにするため、その固有の文化的価値を認める多様な人々が、個々の想いとして愛し、守ろうとする力をついに束ねることも考えられ、これにより、伝統的な技の継承にとどまらず、新たな輝きを発することも期待される。</u></p>	<p>ご指摘のうち、伝統工芸については、第2部第3章第1節(1)の「個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等」において、「また、伝統工芸については、」以下に記述しているところです。また、伝統工芸も含めた地域産業の支援について、第2部第2章第2節(2)の「中小企業及び地域資源密着型産業の活性化」の中で、地場の中小企業の活性化支援と伝統産業の活用を行う旨の記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
文化・観光	39	<p>(意見箇所) 第2部第3章第2節(1)国際競争力のある魅力的な観光地づくり(66～67ページ) (件名) 地域資源の国内外への積極的な発信 (修正案) 観光は地域資源と密接に関連する産業であり、地域の住民、NPO、行政が一体となり、地域に根付く伝統文化、歴史、自然、景観、文化遺産・施設、スポーツ、新しい日本文化などの地域資源を発掘・活用し、国内外へ積極的に発信することにより、個性溢れる国際競争力の高い観光地づくりを進めていくことが重要である。 (提案理由) ・産業遺産は文化遺産に含まれるものであり、より広い表現とするため「文化」遺産に修正する。 ・地域の観光の魅力を高めるには、地域資源の掘り起こし、磨き上げから発信までを一つのプロセスと捉え、国内外へ積極的な発信を行っていくことが重要である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第3章第2節(1)において、以下のとおり修正します。 「観光は地域資源と密接に関連する産業であり、地域の住民、NPO、行政が一体となり、地域に根付く伝統文化、文化遺産、歴史、自然、景観、産業遺産・施設、スポーツ、新しい日本文化などの地域資源を発掘・活用し、国内外へ積極的に発信することにより、個性あふれる国際競争力の高い観光地づくりを進めていくことが重要である。」</p>
文化・観光	40	<p>第2部第3章第2節(2)新たな観光スタイルの創出と人材育成について 「旅行需要の分散化を進めるために、教育委員会が中心となって学校休業の多様化と柔軟化を促進する」とされているが、教育委員会では子どもへの教育効果を考慮して長期休業期間等を定めており、結果として学校休業の多様化と柔軟化につながることはあるが、旅行需要の分散化の中心的役割は担えない。 このため下線部の「教育委員会が中心となって」は削除していただきたい。</p>	<p>ご意見の点については、「観光立国行動計画」(平成15年7月)においても同様の記述とされているところであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
交通・情報通信	41	<p>(意見箇所) 第2部第4章第2節(1)総合的な陸上交通網の形成(75～76ページ) (件名) 高規格幹線道路(九州横断自動車道、西九州自動車道)の早期整備 (修正案) 四全総や21世紀の国土のグランドデザインにおいては、国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連結するものとして14,000kmの高規格幹線道路網が構想された。地域相互の交流促進等の役割を担う高規格幹線道路や地域高規格道路などの規格の高い自動車交通網は、地域の自主性の下に進められる広域ブロックの自立的な発展に向け、大都市圏及び拠点性の高い都市を結ぶ高速鉄道網とともに、基幹的な高速陸上交通網の役割を果たすことが期待される。 具体的には、道路に関するこれまでの改革に沿って、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、今後の具体的な道路整備の姿を示す中期的な計画に即して、高規格幹線道をはじめとした基幹ネットワークのうち、拠点都市間を連絡する規格の高い道路、大都市の環状道路、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路や国際競争力の確保のための道路などに重点をおいて効率的な整備を推進する。湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点からの調査の推進、計画の推進等熟度に応じた取組を進める。 (提案理由) ・地域間の交流促進は、骨格となる高規格幹線道路と、地域高規格道路などの規格の高い道路が連携して初めて実現できる。 ・また、高規格幹線道をはじめとした、規格の高い道路のネットワークは、県庁所在地間の連携を図るのみではなく、地方の拠点都市間を連絡することで、地域間の交流促進に大きく寄与することができる。</p>	<p>当該箇所は、「高規格幹線道路と地域高規格道路とが一体となった」との文意です。 また、ご指摘の趣旨については、第2部第4章第2節(1)で広域ブロック相互の交流促進等の役割を担うものとして記述しているほか、同第3節(2)で地域経済活動の広域的な展開を図るため、地域の国際空港及び港湾、地域観光資源等を相互に結ぶネットワークとして記述しております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	42	<p>(内容(件名))大都市圏と地方圏との格差への対応</p> <p>具体的には、大都市圏に比べ立遅れているために様々な分野の格差拡大の原因となっている地方圏の交通体系の整備に配慮したうえで、道路に関するこれまでの改革に沿って、真に必要な道路整備を中心に計画的に進めることとし、今後の具体的な道路整備の姿を示す中期的な計画に即して、高規格幹線道路をはじめとした基幹ネットワークのうち、県庁所在地など主要都市間を連絡する規格の高い道路、大都市の環状道路、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路や国際競争力の確保のための道路などに重点をおいて効率的な整備を推進する。</p> <p>(修正すべき該当箇所:第2部第4章第2節(1)、P76)</p> <p>(意見提出の理由)</p> <p>地方は、これまで厳しい財政状況の中で、地域活性化、地域住民の福祉向上に一生懸命取り組んできたところであるが、自然条件、地理的条件などの基礎的な条件に加え、地域の経済力の差、交通体系の整備状況など、地方団体の努力だけでは超えることのできない壁があるのが実情であり、近年の地方交付税の削減等によって、大都市圏と地方圏の財政力格差は拡大傾向となっている。</p> <p>各ブロックの自立的発展を促すための前提として、地方が果たすべき役割と責任に応じた地方税財源の確保・充実、税源偏在の是正など、地方が自立できる税財政制度の確立等を図っていただきたい。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築し、これにより一極一軸型の国土構造の是正や地域間の格差拡大への不安の解消につなげていくこととし(第1部第2章第1節)、そのための地域の交通体系の整備についても、広域ブロックの自立的発展に向け地域の社会や産業の活性化を支援する高規格幹線道路や地域高規格道路などを総合的に整備する(第2部第4章第3節(2))とともに、地域の生活の足を守るための「いのちと暮らしを支える交通環境の形成」を項目立て(第2部第4章第3節(3))で記載しているところです。</p>
交通・情報通信	43	<p>(内容(件名))陸上交通網に関する長期的視点からの取組</p> <p>(意見(案文))</p> <p>湾口部、海峡部、山岳部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点からの調査の推進、計画の推進等熟度に応じた取組を進める。</p> <p>(修正すべき該当箇所:第2部第4章第2節(1)、P76)</p> <p>(意見提出の理由)</p> <p>今回、全国計画と広域地方計画が別々に策定されることから、全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」(H10.3)の“第3部 地域別整備の基本方向”の北陸地域に「北陸東部から南部に広がる北陸山麓地域等においては、地域内及び地形的条件から制約されている隣接する中信地域、飛騨地域等の他地域との連携を進めるため、広域的な交通基盤の充実を図る」と記載しているプロジェクトについても全国計画で読み取ることができるよう配慮いただきたい。</p>	<p>ご指摘のあった箇所は、21世紀の国土のグランドデザインで記述された湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについて引き続き調査、計画の推進等熟度に応じた取組を進めることを記述したものです。</p> <p>ご指摘の趣旨については、地域間の交流・連携を促進する交通体系の整備(第2部第4章第2節(1))や、地域の社会や産業の活性化を支援する交通体系の整備(第2部第4章第3節(2))で記載しているところです。</p>
交通・情報通信	44	<p>(該当箇所)第2部第4章第3節(2)「持続的で暮らしやすい地域の形成に向けた交通体系の整備」</p> <p>(意見)</p> <p>地方部における真に必要な道路整備を進める施策等の記述が、都市部に比べて少ないため、都市部と均衡のとれた記述をしていただきたい。</p>	<p>地域の交通体系に関する施策については、第2部第4章第3節(2)「持続的で暮らしやすい地域の形成に向けた交通体系の整備」で大都市から中小の都市までを対象に記述するとともに、地方中小都市から中山間地域を対象に特に(3)「いのちと暮らしを支える交通環境の形成」を項目立てして記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	45	<p>整備新幹線については、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき着工区間の着実な整備を進めるとともに、新たに策定される今後の整備方針に基づき着実な整備を進めることを明記すること。</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められて来たところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しており、整備新幹線についての新たな申合せがなされれば、それに基づいて整備が進められることとなります。</p>
交通・情報通信	46	<p>(内容(件名))新幹線の整備促進 (意見(案文)) 整備新幹線については、国内の地域間交流圏を拡大させ、沿線地域の産業・経済の発展や我が国経済全体の活性化を図るため、全国の整備計画路線約1,500kmのうち、既着工区間の早期完成を図るとともに、整備新幹線全線の整備を推進する。 (修正すべき該当箇所:第2部第4章第2節(1)、P76) (意見提出の理由) 現在、平成16年12月の政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」の年度内の見直しに向け、作業が進められているところであり、現行の記述内容が、実態とそぐわないものとなる可能性があることから、記載内容を修正すべきである。</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められて来たところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しており、整備新幹線についての新たな申合せがなされれば、それに基づいて整備が進められることとなります。</p>
交通・情報通信	47	<p>整備新幹線の整備促進について 整備新幹線については、「第2部 分野別施策の基本的方向」「第4章 交通・情報通信体系に関する基本的な施策」「第2節 地域間の交流・連携を促進する国土幹線交通体系の構築(1)総合的な陸上交通網の形成」(原案P76)において、「整備新幹線については、平成16年12月の政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」に基づき、着工区間の着実な整備を進めるとともに、それ以外の区間について所要の事業を進める。」と記述されているが、現在、「平成16年12月の政府・与党申合せ」の見直しが検討されており、平成19年度末にも見直される可能性がある。見直された場合は、現行の記述が実態にそぐわないものになってしまう恐れがある。 このため、政府・与党申合せの見直しの結論を踏まえた記述となるよう、修正をすべきと考える。 また、P75の下から1行目の「高速鉄道網」及びP76の上から9行目の「幹線鉄道的高速化」の文言は、整備新幹線も指すことが明確に表現されていないため、それぞれ「整備新幹線等の高速鉄道網」及び「整備新幹線の整備と在来線的高速化」に修正すべきと考える。</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められて来たところです。本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しており、整備新幹線についての新たな申合せがなされれば、それに基づいて整備が進められることとなります。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	48	<p>(意見)整備新幹線の整備促進について 広域ブロックの自立と相互の交流・連携を促進し、我が国の国際競争力を確保していくためには、整備新幹線や高規格幹線道路等の高速交通ネットワークの構築が重要である。 整備新幹線については、「第2部第4章第2節(1)」において、「整備新幹線については、平成16年12月の政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」に基づき、着工区間の着実な整備を進めるとともに、それ以外の区間について所要の事業を進める。」と記述されている。 しかし、「平成16年12月の政府・与党申合せ」については、11月29日の与党から政府への見直しの申し入れを受け、12月14日に政府・与党整備新幹線検討委員会が立ち上がり、今年度末までに結論を得ることとしている。 このため、計画には「平成16年12月の政府・与党申合せ」を記述することなく、より具体的な整備方針を記述すべきである。</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められて来たところです。 本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しており、整備新幹線についての新たな申合せがなされれば、それに基づいて整備が進められることとなります。</p>
交通・情報通信	49	<p>新幹線に係る記述について、既存新幹線の利便性の向上を推進する旨の記述を追加する必要がある。 (76ページ) (理由) 近年、地方分権や平成の大合併による市町村合併の進展により、新たな政令指定都市の誕生など、大都市や中核都市の形成が促進されているとともに、国内外との交流拠点である空港の整備なども推進されているところである。地域間の交流・連携を促進する国土を貫く幹線的な交通体系の構築のためには、このような動向に的確に対応する必要があり、空港や高規格幹線道路等とともに体系を構成する重要な要素である新幹線について、新たな整備のみならず既存新幹線の利便性の向上を図る必要がある。</p>	<p>全国計画においても、需要に応じて交通機関の利便性の向上を図ることが重視されており、意見の趣旨については、第2部第4章第2節の冒頭に「国内交通基盤を総合的に整備・活用し、基幹的なネットワークや拠点の機能確保を推進する」と記載しているところ。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	50	<p>(内容(件名))地域間の交流・並行在来線について (意見(案文)) また、新幹線の開業に伴い経営分離される並行在来線については、地域住民の日常生活を支える重要な路線であるとともに、国全体の物流ネットワークを支える重要な役割を担っていることから、将来にわたり安定的な経営を維持できる仕組みを構築する。 (修正すべき該当箇所:第2部第4章第2節(1)、P76) 在来線については、軌間可変電車の開発等の新たな鉄道技術の動向を踏まえつつ、新幹線との直通運転化、線形の改良、新型車両の導入等により高速化を進め、新幹線と在来線が一体となった高速鉄道ネットワークを形成する。 (以下に追加) (意見提出の理由) 既に開業している並行在来線については、相当な経営努力や公的支援を行っているにもかかわらず、経営環境は非常に厳しく、赤字経営が続いている状況である。 また、今後の人口減少やモータリゼーションの進行などにより、将来需要が減少されることが予測され、将来的にも、並行在来線の経営はますます厳しくなるものと予想される。 並行在来線の安定的な経営の確保が困難となれば、鉄道貨物等国全体の物流ネットワークに影響を与えるおそれもある。 そのため、全国的かつ幹線的な物流ネットワークを維持・発展し、また、モーダルシフトを推進していく観点からも、国が責任をもって、並行在来線の運営が持続可能となる仕組みを構築されることが必要であると考える。</p>	<p>整備新幹線の並行在来線については、JRの経営に過重な負担をかけて第二の国鉄を作るようなことにならないためとの観点から、累次の政府・与党申合せにおいて、新幹線の開業時にJRから経営分離することとしており、各区間の着工前に沿線地方公共団体の同意を得ているところです。 経営分離後の並行在来線は、基本的には地域で維持していただくものですが、国としても、JRに対して要員の派遣や運行面での協力の指導、税制上の優遇措置や貨物調整措置など安定的な経営のための措置を講じてきております。</p>
交通・情報通信	51	<p>【意見内容】 近年の規制緩和政策等により、これまで守られてきた地方の公共交通体系が大幅にリストラを余儀なくされており、特に、離島・辺地を有する地域においては、バス路線の運行の維持等、地域における公共交通の確保が大きな課題となっている。このため、過疎地域の住民や高齢者・通学生などのいわゆる交通弱者の交通手段が確保されるよう、過疎地域の实情に即したナショナルミニマムとしての公共交通の安定的な維持・存続を図る必要があることから、『<u>地域の实情に即したナショナルミニマムとしての公共交通の安定的な維持・存続</u>』について記載すべきである。 【関係箇所】第2部第4章第3節地域交通・情報通信体系の構築(3)いのちと暮らしを支える交通環境の形成(84頁) 【修正案】 このような状況にかんがみ、<u>地域の实情に即したナショナルミニマムとしての公共交通の安定的な維持・存続を図る必要があることから、モビリティの確保に向けて、地域自らが需要や実情を踏まえて主体的かつ総合的に地域交通のあり方について考え、それにより形成された合意に基づき、計画的、戦略的に、鉄道、バス等の既存の交通機関やデマンドバス、乗り合いタクシー等の多様な交通手段を適切に組み合わせるなどの手法を活用するとともに、地域の支援や多様な担い手の参画を通じて、地域公共交通の活性化・再生を推進する。</u></p>	<p>地域の公共交通については、第2部第4章第3節(3)「いのちと暮らしを支える交通環境の形成」を項目立てし、地域のモビリティ確保に向けて、地域自らが需要や実情を踏まえて主体的かつ総合的に地域交通のあり方について考え、維持・存続だけではなく多様な手段を適切に組み合わせるなどの手法を活用するとともに、地域の支援や多様な担い手の参画を通じて計画的、戦略的に取り組むことが重要である旨を記載しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	52	<p>第2部第4章第1節(1)(グローバル物流拠点の形成に向けた取組)について 「…スーパー中枢港湾等の国際港湾においては、国際コンテナターミナルの大規模化を推進し、これを一体的に運営する事業者(メガターミナルオペレーター)の育成…、コンテナターミナル等と一体的に機能する大規模な物流拠点(ロジスティクスセンター)の形成などを推進する。」としているが、具体的に施策の内容を示す必要がある。 このため、「…コンテナターミナル等と一体的に機能する大規模な物流拠点(ロジスティクスセンター)の形成などを推進する。国はこれらの取組にあたり、事業者に対する財政的支援などの必要な支援措置や規制緩和策を講ずる。また産業競争力と国民生活の安定を…」と下線部を追記していただきたい。</p>	<p>物流拠点形成推進に向けた施策展開については、第2部第4章第1節(1)において、事業者の育成について示しているところですが、現時点でより具体的に記述することは難しいと考えています。</p>
交通・情報通信	53	<p>(意見(修正案等))P76、23行目 特に、高速コンテナ船やフェリー、RORO船を活用し～その背後地の物流拠点の機能の充実を図る。また、鉄鋼や化学、製紙等の重化学工業や、～港湾施設の機能強化を進める。 さらに、エネルギー効率に優れ地球環境にやさしいスーパーエコシップの技術開発及び普及支援を推進する。 (理由) 港湾施設と船の記述が混在しているため、港湾施設の機能強化の文章と、船そのものの文章に分けてまとめる。</p>	<p>第1段落目は、冒頭に記載の通り「CO2の排出量が少ないなど環境への負荷が小さく、エネルギー効率が高い大量貨物輸送が可能な内航船の更なる利用促進を図るため」の施策を記載しており、スーパーエコシップに関する記述も、第1段落目が適切と考えています。</p>
交通・情報通信	54	<p>東京国際空港の国際化及び横田基地の軍民共用化の推進について 首都圏の空港容量の絶対的な不足は、我が国の国際競争力の低下を招く大きな要因の一つです。人と物の交流が、都市や国家の活力と繁栄に直結する時代にあって、その手段を欠いては、世界に遅れを取るようになります。このため、東京都は、東京国際空港の再拡張・国際化とともに、東京都心部に近い横田基地の軍民共用化を推進してきました。 本原案では、「首都圏の旺盛な航空需要に対応し、国際線の基幹空港である成田国際空港と、これを補完する東京国際空港を一体的かつ戦略的に活用する」と記述されています。 しかし、我が国の中枢を担う東京が真にアジアのゲートウェイとなるには、再拡張後の東京国際空港の国際化をより一層推進し、その機能を最大限に活用した国際定期便の就航を実現することが必要です。 また、我が国の経済活力の増進と国際競争力の強化を図る観点からは、東京国際空港の再拡張・国際化や成田国際空港の北伸のみならず、横田基地の軍民共用化により、首都圏の航空事情を改善することが不可欠です。 したがって、全国計画の案において、成田国際空港との有機的連携の下、東京国際空港のより一層の国際化の推進とともに、横田基地の軍民共用化に向けた取組を推進する旨を記述すべきです。</p>	<p>再拡張後の羽田空港については、首都圏における旺盛な航空需要に着実に対応していくため、将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保しつつ、成田空港を補完するものとして、昼間時間帯においては、供用開始時に3万回の国際旅客定期便を就航、また、深夜早朝時間帯においては、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便も含めた国際定期便を就航させることとしているところです。また、横田基地軍民共用化については、首都圏西部の航空需要に対応し、首都圏の航空需要の一翼を担うものとして検討が行われているところでありますが、ご指摘の趣旨について、現段階で全国計画に記述することは馴染まないものと考えています。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	55	<p>東京国際空港(羽田空港)の国際化について</p> <p>国土形成計画(全国計画)(原案)第2部第4章第1節(1)の(大都市圏拠点空港の国際機能強化に向けた取組)において、首都圏の旺盛な国際航空需要を認めつつも、東京国際空港(羽田空港)への国際線の配置については、「国際線の基幹空港である成田国際空港と、これを補完する東京国際空港を一体的かつ戦略的に活用」との表現に留まり、十分な言及がなされているとはいいたいところです。</p> <p>近年の中国やASEAN諸国のめざましい経済成長や積極的な空港拡張整備事業などを勘案すると、我が国が成長著しいアジア諸国から取り残されないためには、日本経済を支える首都圏とアジア諸国との相互アクセス強化が必要であり、具体的には、交通利便性が高い羽田空港を国際空港として積極的に活用する必要があると考えます。</p> <p>このことについては、本年5月に取りまとめられた「規制改革推進のための第1次答申」においても羽田空港の容量拡大と国際空港としての機能拡大について言及されており、羽田空港について、「国内線よりも国際線に比重を置くべき」「路線需要も踏まえた配分方法を採用すべき」との指摘がなされ、12月の第2次答申においても「羽田さらなる国際化」について示されたところです。</p> <p>したがって、本計画において、東京国際空港(羽田空港)を国際空港として積極的に活用すべきことを明確に示すべきです。</p>	<p>再拡張後の羽田空港については、首都圏における旺盛な航空需要に着実に対応していくため、将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保しつつ、成田空港を補完するものとして、昼間時間帯においては、供用開始時に3万回の国際旅客定期便を就航、また、深夜早朝時間帯においては、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便も含めた国際定期便を就航させることとしており、ご指摘の趣旨について、現段階で全国計画に記述することは馴染まないものと考えています。</p>
交通・情報通信	56	<p>(該当箇所)第2部第4章第1節(70ページ)</p> <p>まず、我が国のみならず東アジアの諸地域にもその機能が共有される世界規模での人、物、情報の流れの拠点形成に向けて、世界各国と多方面多頻度の海路及び空路で結ばれる我が国の国際港湾及び国際拠点空港、並びに世界に向けたアジアの情報発信基盤となるアジア・ブロードバンド環境の整備を推進する。また、我が国と東アジアとの生産、貿易、交流等ネットワークの拠点の形成に向けて、自立的発展を目指す広域ブロックの東アジア諸地域へのゲートウェイとなる地域の国際港湾及び空港を有効に活用する。加えて、これら国内の拠点や各地域間を結ぶ道路、鉄道のネットワーク等を形成する。このような交通拠点の相乗的な機能発揮を通じて、新しい国土像実現のための戦略的目標である世界に発展するシームレスアジアの形成実現を目指す。</p> <p>(修正意見)</p> <p>まず、我が国のみならず東アジアの諸地域にもその機能が共有される世界規模での人、物、情報の流れの拠点形成に向けて、世界各国と多方面多頻度の海路及び空路で結ばれる我が国の国際港湾及び国際拠点空港、並びに世界に向けたアジアの情報発信基盤となるアジア・ブロードバンド環境の整備を推進する。また、我が国と東アジアとの生産、貿易、交流等ネットワークの拠点の形成に向けて、自立的発展を目指す広域ブロックの東アジア諸地域へのゲートウェイとなる地域の国際港湾及び空港を有効に活用する。加えて、これら国内の拠点やその周辺地域及び各地域間を結ぶ道路、鉄道のネットワーク等を形成する。このような交通拠点の相乗的な機能発揮を通じて、新しい国土像実現のための戦略的目標である世界に発展するシームレスアジアの形成実現を目指す。</p> <p>(理由)</p> <p>今後、ゲートウェイとなる地域の機能を高めていくためには、拠点となるエリアの周辺地域を含めたネットワークを整備していくことが必要です。</p> <p>例えば、羽田空港の再拡張・国際化の効果を神奈川県側に広げる神奈川口構想の推進や、川崎市臨海部から内陸部にアクセスする川崎縦貫道路など、周辺地域を含めたアクセスの強化を同時に進めていくことが不可欠であり、計画への明示が必要です。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、原案の記述で対応していると考えておりますが、文意をより明確にするために、第2部第4章第3節(2)において、以下のとおり修正します。</p> <p>「…広域ブロックゲートウェイを始めとする地域の国際港湾及び空港並びに産業集積、地域観光資源等を相互に結ぶ…」</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	57	<p>交通基盤の整備について 大都市部と比べ、特に地方部において社会資本整備が遅れているところが各地にある。効率性、採算性が合わないからこそ、国土政策として国が取り組んでいく必要がある。 このため、重要性が増すと位置づけられた日本海側を結ぶ高速道路網など、高規格幹線道路網が全国の主要都市間を連結できていない部分について、高規格幹線道路に準じる重要性を持つ路線として、明示的に位置づける必要がある。 また、東京国際空港の容量増加の際に、日本海側と首都圏を直接つなぐ航空ネットワークの充実など「未就航地域の解消」を図ることについて記述する必要がある。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第2部第4章第2節(1)「総合的な陸上交通網の形成」において、地域間の交流、連携を促進する交通体系の重点的な形成について記述しております。なお、日本海側を結ぶ高速道路網などの個別地域の交通基盤の整備の進め方については、広域地方計画の作成に際して、広域地方計画協議会等の場を通じて更なる検討が進められることを期待しております。 航空ネットワークの未就航地域の解消については、東京国際空港の容量増加により、未就航地域も含み首都圏と各地域との航空ネットワークの拡充が期待される旨を既に記述(第2部第4章第2節(3))しており、輸送需要に適切に対応した航空路の確保が期待されます。</p>
交通・情報通信	58	<p>(該当箇所)78ページ、下から4行目 なお、地上デジタルテレビ放送は、提供エリアの拡大を目指し、放送事業者、国その他関係者の協力の下で、計画的な中継局の整備やインターネット及び衛星放送を通じた再送信などを推進する。 (修正文案) なお、地上デジタルテレビ放送については、<u>放送事業者が計画的な中継局整備によるカバーエリアの拡大に取り組むことを原則としながら、国その他の関係者の協力の下で、ケーブルテレビ、ギャップフィルター、IP網の活用などすべての視聴者がデジタルテレビ放送を視聴できる基盤を整備する。</u> (理由) 地上デジタル放送の伝送手段については、放送事業者が整備する中継局によることが原則となっていること。アナログ波停波まであと3年半余りの現在において、ケーブルテレビ、ギャップフィルターなどの補完的手段を講じて対応することになっていることを明確にした。 案文では中継局の整備が放送事業者以外の関係者も大きく関与しているように感じられること。さらに衛星放送による再送信が補完的な措置としての活用なのかセーフティネットとしてなのか曖昧になるので削除した。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第4章第3節において、以下のとおり修正します。 「なお、地上デジタルテレビ放送は、提供エリアの拡大を目指し、放送事業者による整備の原則の下、国その他関係者の協力により、計画的な中継局の整備や辺地共聴施設のデジタル化を推進する。また、補完手段としてIP同時再送信の実用化が期待され、暫定的措置として衛星を通じた再送信の実施に取り組む。」</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
交通・情報通信	59	<p>【意見内容】 地上デジタル放送は、国及び放送事業者等の協力の下、地上系のネットワークにより送り届けことが大原則とされている。衛星放送を通じた再送信については、アナログ停波までに地上系が間に合わない地域に対する緊急避難的な措置であり、ローカル放送がないことから、<u>最小限の地域・期間で実施すべき暫定的なものとして位置付けられている。</u></p> <p>また、地上デジタル放送を受信するためには、中継局整備と並び辺地共聴施設の改修も主要課題の一つであり、<u>『辺地共聴施設』について追加すべきである。</u></p> <p>なお、インターネットを通じた再送信については、インターネット上の動画配信との混同を避けるための正確な用語として、<u>『IP同時再送信』を使用することが適当である。</u></p> <p>【関係箇所】第2部第4章第3節 地域交通・情報通信体系の構築(ユビキタスネットワーク基盤の整備)(78頁)</p> <p>【修正案】 なお、地上デジタルテレビ放送は、提供エリアの拡大を目指し、放送事業者、国その他関係者の協力の下で、計画的な中継局の整備やIP同時再送信インターネット及び衛星放送を通じた再送信などを推進する。<u>とともに、受信困難な地域に対する辺地共聴施設の改修などを推進する。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第4章第3節において、以下のとおり修正します。</p> <p>「なお、地上デジタルテレビ放送は、提供エリアの拡大を目指し、放送事業者による整備の原則の下、国その他関係者の協力により、計画的な中継局の整備や辺地共聴施設のデジタル化を推進する。また、補完手段としてIP同時再送信の実用化が期待され、暫定的措置として衛星を通じた再送信の実施に取り組む。」</p>
防災	60	<p>防災について 大都市には、高次の都市機能の集積と多くの市民や来訪者が集中しているとともに、維持更新時期を迎える多くの基盤ストックを抱えており、大地震が発生した場合、人的にも物的にも甚大な被害を引き起こす可能性がある。</p> <p>本市はいつ発生してもおかしくない東海地震の防災対策強化地域に、また、発生が懸念されている東南海・南海地震の対策推進地域に指定されている。これらの地震が同時発生した場合には、そのエネルギーはかなりのものになると予測されている。このような場合においても、被害を最小限とし、災害後の速やかな復旧を図るためには、都市部における防災性の早急な強化と、圏域内や隣接圏との広域的な防災・危機管理体制の形成が大変重要である。</p> <p>また、大都市においては、近年の降水量の変動幅の拡大に伴う集中豪雨や大渇水により甚大な被害が発生する可能性があり、十分な対策が求められている。</p> <p>このような点を鑑みて、災害に強いしなやかな国土の形成のためには、交通・情報通信網におけるリダンダンシーの確保のほか、都市部における防災性強化をその主眼におくべきである。</p>	<p>都市防災については、その重要性に鑑み、第2部第1章でまとめて記載しております。また個別施策についても、第2部第5章で記載しております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
防災	61	<p>(該当箇所)第2部第5章第1節(4) (原案に対する意見) 「…土砂災害警戒区域等の指定により、新規住宅の立地抑制を図る。」 「…土砂災害特別警戒区域の指定により、新規住宅の立地抑制を図る。」 (理由) 土砂災害防止法では特別警戒区域に指定された区域について新規住宅の立地抑制が適用されることから、明確な表現をすべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第5章第1節(4)において、「土砂災害特別警戒区域の指定等により」と修正します。</p>
防災	62	<p>(意見(修正案等))P90、10行目 なお、<u>液状化が懸念される砂地盤に立地する施設に対しては、対策を行う。</u> なお、<u>軟弱地盤及び液状化が懸念される地盤に立地する施設については、それぞれ対策を行う。</u> (理由) 軟弱地盤と液状化は直接関連しない。 この節は地震対策について書かれているので が最も符合する。 また、ここで軟弱地盤に触れるのであれば、 とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第5章第2節において、以下のとおり修正します。 「軟弱な砂質地盤に立地する施設については、液状化対策を行う」</p>
防災	63	<p>第2部第5章第2節(1)(地震対策)について 防災面や住環境面で依然として多くの課題を抱えている密集市街地の再整備を進めていくためには、建物所有者や民間事業者による建替えを誘導・支援する必要がある。 このため、「密集市街地においては、<u>建築基準法、都市計画法等の規制の強化・緩和や新たな助成制度などによる規制誘導手法も活用しながら、老朽住宅の除去及び建替えを促進するとともに、避難・延焼防止に有効な道路等の整備…</u>」と下線部を追記していただきたい。</p>	<p>密集市街地対策については、第1部第3章第3節において災害に強い国土構造や利用への誘導に向けた方策について、第2部第5章第1節(4)においてオープンスペースの確保に向けた規制等の誘導策について示しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
防災	64	<p>(該当箇所)第2部第5章第2節および(2) (原案に対する意見)</p> <p>1.(89ページ、25行目) 「…地震・津波、風水害・豪雪・高潮、…」</p> <p>「…地震・津波、風水害・<u>土砂災害</u>・豪雪・高潮、…」</p> <p>2.(90ページ、29行目) 「(2)風水害・豪雪・高潮対策」</p> <p>「(2)風水害・<u>土砂災害</u>・豪雪・高潮対策」</p> <p>3.(91ページ、12行目) 「(風水害・豪雪対策)」</p> <p>「(風水害・<u>土砂災害</u>・豪雪対策)」</p> <p>4.(91ページ、15行目) 「…洪水等のリスクが高い地域ではいつでも、…」</p> <p>「洪水・<u>土砂災害</u>等のリスクが高い地域ではいつでも、…」</p> <p>(理由) 近年の自然災害に占める土砂災害の割合が高くなってきていることから(自然災害による死者・行方不明者の割合が43%(社団法人全国治水砂防協会平成19年10月))、土砂災害を表現すべきと考える。</p>	<p>該当箇所では、災害対策基本法第2条第1号に規定される「災害」の例示を参考に、簡潔な表現でまとめています。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
国土資源・海洋	65	<p>(該当箇所)第2部第6章第1節(1) (原案に対する意見)(下線:追加, —:削除) 「…諸課題に対し流域圏一体となった取組や、人の営みと自然の営みが調和する良好なランドスケープの形成が期待される、また国土の国民的経営の基礎的単位ともなるものである。 このため、…景観憲章等の共通のルールづくりや基金の活用等資金面で活動を支える仕組みづくりを関係者の合意の下で推進する。 さらに、重要な流域をはじめとする各地の流域圏において、行政のみならず関係者の主体的な参画により、めざすべきランドスケープの共有とその実現のための実行計画の策定、これに基づく各種の取り組みの総合的調整と施策の実施が可能な自律的な仕組みづくりとこれを支える財源や権限のあり方について検討する。 また、大規模水害の際の災害ボランティア派遣等の応援や、…」 (理由) 流域圏は、「美しい国土づくりのための基礎ともなるもの」(P93下L2)との認識が示され、水辺の再生について「ランドスケープの維持・向上を図る」(P95下L3)とされていることは意義深い。 しかし、流域圏における具体的な施策は、この水辺の再生を含む「健全な水循環」(P94)および「総合的な土砂管理」(P96)として上げられているのみである。 「ランドスケープ」は、「人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がり」(P112,L7)ととらえられ、また、「国土の国民的経営」の観点からも「地域の歴史・伝統・文化の継承や国土基盤の質の向上、農地・森林の適切な整備・保全、自然環境の保全・再生等を通じて、人の営みと自然の営みが調和した多様で良好なランドスケープの形成を図るとともに、我が国が持つ魅力の創造・継承・改良や、国土の適切な管理を進め、魅力あふれる美しい国土の形成を図る。」(P26下L7)こととされている。 流域圏は、琵琶湖・淀川流域に典型的に見られるように、水や土砂などのつながりにとどまらず、水を基礎とした自然、社会、経済、文化にまで及ぶつながりをもつ単位であり、まさにこのランドスケープとしてとらえられ、国土の国民的経営にあたって重要な単位となるものと考えられる。 このため、流域圏を、こうしたことに着目した国土の国民的経営を具体化する場として位置づけ、その具体的な手法の検討などその推進について言及することが望ましい。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第2部第6章第1節において「流域圏内における人の営みや貴重な生態系のまとまりを意識し…ランドスケープの維持・向上を図る」、第2部第7章第3節(1)において流域圏を含む国土全体に関して「国土の国民的経営の推進」等による「良好なランドスケープの形成」等を記述しているところです。</p>
国土資源・海洋	66	<p>(意見(修正案等))P97、2行目 砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進する。 さらに、洪水調節ダム等の通常ダムにおいては、可能な限り長くダムの機能を維持し、適正に～ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進する。加えて、発電ダム等の民間利水ダムにおいて (理由) 砂防堰堤に対する記述や、他の目的のダムの記述が混在している。ダムに対する記述を整理する。 また公共で管理するダムと、民間のダムを整理する。</p>	<p>砂防えん堤とダムについては、整理して記載しているところです。また、総合的な土砂管理の取組については、公共、民間を問わず検討・推進すべき課題と考えています。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
国土資源・海洋	67	<p>(修正案) 第2部第6章第5節(1)海域を国の活力につなぐ取組 水産資源状況の悪化や漁業就業者数の減少など漁村の活力の低下や世界的な水産物の需要の高まりの中、資源回復計画や沖合域の漁場整備、未利用漁場の開発、未利用資源の有効利用等の水産資源の適切な管理・利用による水産物の安定供給の確保に努める。</p> <p>(提案理由) ・国境・外洋離島は離島の持つ特徴である環海性・隔絶性・狭小性から生じる経済的な競争不利条件が最も色濃く出る地域である。このため、離島一般の振興策とは異なる、地域特性に応じた政策が必要である。 ・また、国境周辺地域を保全・維持するためには、産業振興だけでなく住民の生活の営みが持続できるような支援策が必要である。 ・水産振興のために取り組むべき項目として、沖合漁場整備だけでなく、未利用漁場の開発、未利用資源の有効利用を追加する。</p>	<p>ご提案の「未利用漁場の開発、未利用資源の有効利用」については、水産資源の適切な管理に含まれるものと考えております。また、離島の現状及びその振興については、第2部第1章第5節及び第2部第6章第5節に記載しているところです。</p>
国土資源・海洋	68	<p>(内容(件名))環日本海地域の環境保全の推進 (意見(案文)) また、生物の生息・生育環境や景観、海岸保全機能等に悪影響を与えている漂流・漂着ゴミ対策や流出油等の海洋汚染対策、沿岸域の水質・底質改善のための陸域からの負荷の低減、藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域や島しょに多くみられる固有の生態系などの自然環境の保全・再生、美しい景観の保全・形成等、海をいつくしむという視点からの取組も重要である。 (修正すべき該当箇所:第2部第6章第5節(2)、P103) (意見提出の理由) ・文言の修正 理由:環境基本法等では「低減」を使用。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
国土資源・海洋	69	<p>[意見内容] 陸域の資源にめぐまれない我が国にとって、海洋資源の利活用は重要課題であり、海洋環境や海洋生態系の保護・保全に配慮しながら、水産資源、海底鉱物資源、海水資源などの調査・研究を進めるとともに、海洋資源の持続可能な開発・利用を推進することが重要であることから、鉱物・エネルギー、水産資源と併せて「海水資源」についても記載すべきである。 【関係箇所】第1部第3章第4節美しい国土の管理と継承(3)海域の適正な利用と保全(26頁) 【修正案] 海洋汚染対策、自然環境の保全・再生、美しい景観の保全・形成等、海をいつくしむという視点からの取組も重要である。さらに、鉱物・エネルギー、水産資源、海水資源の開発や保全などのための技術開発や調査研究を進める。</p>	<p>ご指摘の「海水資源」については、第2部第6章第5節柱書きの「未利用のエネルギー・鉱物資源等の利用等のための技術開発」にご趣旨の内容が含まれているものと考えております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
環境保全・景観	70	<p>(内容(件名))環日本海地域の環境保全の推進 (意見(案文)) 東アジアの近隣諸国との間には、資源・エネルギー問題、漂着物による汚染などの海洋問題、公害・廃棄物などの環境問題、急激な市街化への対応など都市問題、防災等の課題が存在しており、これらを解決するための都市・地域間を含め多層のパートナーシップを強化していく。 (修正すべき該当箇所:第1部第3章第1節(2)、P14) (意見提出の理由) ・文言の修正 理由:「公害問題」、「廃棄物問題」などの意として、「対策」を削除。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1部第3章第1節(2)において、以下のとおり修正します。 「東アジアの近隣諸地域との間には、資源・エネルギー問題、漂着物による汚染などの海洋問題、公害・廃棄物などの環境問題、急激な市街化による都市問題、防災等の課題が存在しており、これらを解決するための都市・地域間を含め多層のパートナーシップを強化していく。」</p>
環境保全・景観	71	<p>(該当箇所)第2部第7章第1節(1) (原案に対する意見) 地球温暖化防止のための温室効果ガス削減対策において、P107、11行目以降に主要な対策が列記されているが、以下の対策も重要であり、追加されたい。 住宅、業務用建物の断熱水準の向上、住宅用、業務用エネルギー管理システム(HEMS、BEMS)の普及推進 鉄道・自動車・徒歩シェア向上のため、鉄道の利便性の向上、自転車道、歩道、信号の整備の推進 (理由) 地球温暖化防止対策は、わが国の国土形成にとって避けることのできない長期的な重要課題であり、国土形成計画は、積極的に温室効果ガスを削減する国土構造を形成するという役割を果たさなければならない。 原案には、新しい国土像にも戦略目標にも地球温暖化防止の視点を取り入れられているとは言い難い。少なくとも、現在実行可能な政策で実現できる上記の項目を追加され、重点的に推進を図られたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、住宅等への対策については、第2部第7章第1節(1)において、「住宅・建築物の省エネルギー対策を促進する。」と修正します。また、鉄道の利便性の向上、自転車道、歩道、信号の整備の推進については、「環境的に持続可能な交通の実現に資する公共交通機関の利用促進...等、交通関連の対策」に含まれていると考えております。</p>
環境保全・景観	72	<p>第2部第7章第1節(2)(循環資源等の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実)について 「廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応を推進する」とあるように、近畿圏においても一般及び産業廃棄物等の海面埋立てによる広域処理を実施し、埋立処分場の跡地を計画的に港湾整備等に活用してきた。 しかし、設置基準強化による建設費用の増加に加え、廃棄物埋立処分場の跡地利用の制限、土壌汚染対策費の増高、3Rの促進等による埋立処分場の長期利用などにより跡地の売却が進まず、港湾管理者の起債償還に支障をきたしている。 このため、継続して円滑な広域廃棄物埋立処分場の確保が図れるよう、「...廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応を推進する。この際、海面廃棄物埋立処分場整備事業の推進に向け、排出者負担など時代に即した新たな事業スキームの確立のための抜本的な制度改善を行う。加えて...」と下線部を追記していただきたい。</p>	<p>海面廃棄物埋立処分場も含め、適正な処分場の確保については、「廃棄物等の適正処理の確保に向け...、廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応を推進する」に反映されていると考えております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
環境保全・景観	73	<p>(該当箇所)108ページ、14行～ 特に、廃棄物等の適正処理の確保に向け、地域住民との対話の推進を図りつつ、廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応を推進する。 (修正文案) 特に、廃棄物等の適正処理の確保に向けては、各市町村の処理責任を十分踏まえた上で、地域住民との対話の推進を図りつつ、廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応も検討する必要がある。 (理由) 実際に土地取引が行なわれ、立地の段階で問題が生じうる最終処分場の立地に関しては、都市の廃棄物が地方で埋立処理されるような従来のしくみを越え、都市の廃棄物の排出を抑制し、かつ有用な資源として再生利用するなど、好ましい国土形成の姿を印象づけるべく、「廃棄物については、循環の利用を推進するとともに自区内処理を原則」とする考え方を盛り込むべきと考える。</p>	<p>廃棄物の各市町村の処理責任については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で記されており、ここでは、廃棄物処理施設や最終処分場等の整備にあたっての広域的な対応について注目したものです。また国等において広域的な対応の推進にかかる施策を実際に行っていることから、「推進する」と記載しております。</p>
環境保全・景観	74	<p>(該当箇所)108ページ、16行～ 加えて、経済的なインセンティブを活用した取組として、有料化の取組を推進する。 (修正文案) 加えて、経済的なインセンティブを活用した取組として、有料化の取組を推進すべきである。 (理由) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針(改正平成17年5月26日環境省告示第43号)においては、地方公共団体の役割として「一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべき」としているに過ぎず、地方公共団体における無用の混乱を招かないよう配慮する必要がある。</p>	<p>国等においても、有料化の取組の推進にかかる施策を実際に行っていることから、「推進する」と記載しています。</p>
環境保全・景観	75	<p>(項目)環境技術等における我が国の国際貢献の重要性について 第2部 第7章第1節(循環型社会の形成に向けた国際的な取組の推進)(P108～109) (計画(原案)問題点) 計画原案では、環境技術等の国際貢献が述べられているが、より説得力を増すために右記の趣旨の追記を提案したい。 (問題点に対する本県の意見(案)) <u>水俣病をはじめ多くの公害を経験した我が国は、その教訓を活かし環境分野で国際貢献していく旨を追記すればより説得力が増すものと思われる(熊本県水俣市には、環境に対する取組を学ぶために、アジアのみならず世界各国から多くの人々が訪れている)。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第7章第1節(2)において、以下のとおり修正します。 「我が国の公害等の経験、優れた技術や人材資源を活かし、環境技術の国際標準化を目指しつつ、各国の能力向上に貢献する。」</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
環境保全・景観	76	<p>環境施策について 我が国の国土を持続可能な形で発展させていくためには、「環境」という視点はあらゆる施策に欠くことのできない重要な要素である。</p> <p>本市は次期ごみ処分場に予定されていた日本最大級の渡り鳥飛来地である「藤前干潟」の保全が契機となり、大都市として全国に先駆けて大幅なごみ減量活動を実施してきた。中部圏は豊かな自然環境に恵まれているだけでなく、このような循環型社会の形成に市民ぐるみで取り組んできたという、他の圏域に無い実績がある。さらに、環境をテーマにした愛・地球博の成功につづき、生物多様性条約第10回締約国会議の開催が予定されており、環境首都圏として世界の環境保全をリードしていくポテンシャルを有しているだけでなく、当圏域のものづくり技術が持つ環境分野での技術的アドバンテージも有している。</p> <p>「アジアに開かれた国土」を実現し、アジアの中で重要な地位を占めるためにも、中部圏を「環境首都圏」として位置づけるとともに、世界の環境保全をリードしていくような環境分野の先進的な取り組みへの戦略的投資を行っていくことが必要である。</p>	<p>個別地域のあり方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められるものと考えております。</p>
新たな公	77	<p>(内容(件名))子育て支援の促進等 (計画提案(案文)) 「新たな公」による地域づくりは、例えば、高齢者や子育てへの支援、防犯・防災対策、居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、地域交通の確保など地域における広汎な課題に妥当するものであるが、(以下、略) (修正すべき該当箇所:第1部第3章第5節(1)、P28) (意見提出の理由) ・「子育て」そのものが課題ではなく、地域や家庭の子育て力の低下に伴い、子育てに負担感や孤立感を感じている子育て家庭があることから、「子育てへの支援」が課題と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1部第3章第5節(1)において、「高齢者福祉、子育て支援」と修正します。</p>
新たな公	78	<p>(項目)地域住民等の活動拠点の整備について 第2部第8章第1節「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備(P114～116) (計画(原案)問題点) 計画原案では、地域の担い手となる活動主体(地域住民、NPO、ボランティア等)の重要性及びその活動の基盤整備について記述はあるが、拠点の整備に関しては明確に記述されていない。 (問題点に対する本県の意見(案)) 地域の担い手となる活動主体の育成のためには、地域住民等が気軽に集い活動を行なうための拠点の整備(含既存の施設)が不可欠であるため、そのことを明確にする必要がある。</p>	<p>ご指摘の点については、第1部第3章第5節(1)において、「行政は、自ら「新たな公」の担い手となるだけでなく、多様な民間主体が参加する「新たな公」による地域づくりが円滑に機能するための基盤整備を進める。」としているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	79	<p>(内容(件名))国土軸構想に関する取組みの広域地方計画への反映 (意見提出の理由)</p> <p>広域ブロック単位で地方計画を策定すると、東アジアとの関係や全国との関係においてはブロックを一つの単位としてとらえる思考が優先する一方で、ブロック内での役割分担を考える際にはブロック内の地域間関係に思考が制約されてしまう。この結果、より広域的な視点では重要なはずのテーマが、広域地方計画単位では軽視されたり、無視されることが生じやすくなり、広域的な東アジアとの関係や全国的な関係の中での国土づくりの最適化の方向とはずれが生じてしまう可能性がある。このため、広域ブロック計画の策定に当たっては、国土軸構想などのより広域的な取組みの蓄積をうまく踏まえて行われるようにすべきである。</p> <p>(意見(案文))</p> <p><u>また、東アジアとの地理的な位置関係、海上や陸上の交通条件、気候風土や文化など、数個の広域ブロックにまたがって共通の特性や条件を持つ大括りの広域圏域として、4つの国土軸構想が存在するが、全国的な国土形成や国土管理の視点と広域地方計画をつなぐ観点からは、こうした全国と広域ブロックの中間的な圏域の持つ視点を広域地方計画に加えていくことも重要である。このため、各広域地方計画の策定に当たっては、地域の状況に応じて「21世紀の国土のグランドデザイン」の北東・日本海・太平洋新・西日本の国土軸構想の視点や蓄積を、東アジアや全国との関わりなどに関する分野で活かしていくことが期待される。</u></p> <p>(修正すべき該当箇所:第3部第1章第2節(3)、P124)</p> <p>以上に加え、広域地方計画区域の境界に位置する都道府県では、隣接する広域地方計画区域と密接な関係を有するものがあり、これまで様々な取組が進められてきているところであり、広域地方計画の策定に当たっても、必要な連携及び相互調整を行うことが期待される。</p> <p>(以下に追加)</p>	<p>国土軸構想については、第1部第1章第1節でその考え方について記述しているところです。また、第3部第1章第2節(3)においても、広域ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要があるとしているところです。</p>
その他 (国土構造等)	80	<p>(内容(件名))大都市圏と地方圏との格差への対応 (意見提出の理由)</p> <p>地方は、これまでも厳しい財政状況の中で、地域活性化、地域住民の福祉向上に一生懸命取り組んできたところであるが、自然条件、地理的条件などの基礎的な条件に加え、地域の経済力の差、交通体系の整備状況など、地方団体の努力だけでは超えることのできない壁があるのが実情であり、近年の地方交付税の削減等によって、大都市圏と地方圏の財政力格差は拡大傾向となっている。</p> <p>各ブロックの自立的発展を促すための前提として、地方が果たすべき役割と責任に応じた地方税財源の確保・充実、税源偏在の是正など、地方が自立できる税財政制度の確立等を図っていただきたい。</p> <p>(意見(案文))</p> <p><u>さらに、大都市圏と地方圏との間には、高速交通ネットワークにおける格差に加え、近年の地方交付税の削減等によって、財政力の格差が拡大しているほか、医師不足の深刻化が進むなど地方の自助努力だけでは超えることのできない壁がある状況となっていることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、地方においても、ブロックや都道府県の内部における地域間格差の動向について注意を払う必要がある。</u></p> <p>(修正すべき該当箇所:第1部第1章第3節(1)、P5)</p>	<p>第1部第1章第3節(1)においては、地域間の格差については、格差を生んでいる理由について様々な要因が考えられるとした上で、例示として一人当たりの県民所得の開きが近年上昇しており、今後の動向を注視する必要がある旨示しているところです。また、第1部第2章第3節において、地域戦略の展開のための環境整備について示しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	81	<p>東京一極集中の是正について(東京一極集中是正に向けた国土構造・システムの抜本的な変革が必要)</p> <p>東京一極集中は、リスクへの脆弱性、価値観の画一化、地域間格差の拡大などを招き、今後のわが国の成長の鍵である「創造性」や国土の柔軟性が損なわれ、国土の健全な発展が阻害されることになる。</p> <p>計画原案では、広域ブロックが「その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高めていく。これによって、(中略)自立的に発展する国土構造への転換を図ることとする。多様な特色を持つこれらのブロックが相互に交流・連携し、その相乗効果により活力ある国土を形成していく。このことにより、一極一軸型の国土構造の是正につなげていく。」(99)こととされるが、人・物・金・情報が東京に一極集中していくわが国の国土構造・システムそのものを抜本的に変革しなければ、たとえ地域がどんなに魅力ある地域戦略を描いたとしても、地域で育てた成果が東京に吸い寄せられる現状は変わらず、結局、広域ブロックが自立的な発展を遂げることは絵に描いた餅となり、国土全体の活性化も進まないのではないかと考える。</p> <p>計画提案でも申し上げたが、東京一極集中是正に向けた国の明確な方針と国土構造・システムの抜本的な変革を行うことを全国計画で打ち出すことをお願いしたい。</p>	<p>東京一極集中を是正していくことについては、第1部第1章第3節、第1部第2章第1節等においてその旨記述し、一極一軸型の国土構造から多様な広域ブロックが自立的に発展する国土構造への転換を図ることとしているところです。</p>
その他 (国土構造等)	82	<p>東京を中核とする首都圏の重要性について</p> <p>本原案では、新時代の国土構造の構築に当たっては、各広域地方ブロックが自立的に発展する国土構造への転換を図り、一極一軸型国土構造の是正につなげていくとしています。</p> <p>しかし、これまでの間、東京を中核とする首都圏が、我が国の政治・経済・文化等の面で中心的な役割を果たし、また、世界の中でも重要な役割を担ってきたことは、紛れもない事実です。</p> <p>今後、さらなる経済のグローバル化の進展と東アジア諸国の急速な経済発展によって、国家間のみならず、都市間競争が激化していく中、引き続き、首都圏が政治・経済の中核機能を担うとともに、産業・技術・情報等の高度な集積を最大限に活用し、我が国を牽引する原動力としての役割を果たしていくことが必要です。</p> <p>したがって、全国計画の案においても、我が国の持続的な発展を牽引する首都圏の重要性について、明確に記述すべきです。</p>	<p>今回の計画においては、首都圏を含む各広域ブロックがその有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描き、独自の発展を目指すこととしているところであり、首都圏の現況及びポテンシャルについては第3部第1章第1節(2)に記述しているところです。</p>
その他 (国土構造等)	83	<p>わが国を牽引する首都圏の重要性について</p> <p>首都圏は、これまで、我が国の経済活力を創出する上で中核的役割を果たしてきました。</p> <p>経済のグローバル化や高度情報化の進展によって国際競争が激化する中、我が国随一の高度な産業・学術・情報・中枢管理の面での巨大な集積や、国際交流機能を有する首都圏が、引き続き我が国の成長エンジンとしての役割を果たしていくことが今後、ますます重要となると主張してきたところです。</p> <p>しかしながら、国土形成計画(全国計画)(原案)では、第1部第3章第1節(1)における広域ブロックが東アジアの成長エンジンの一翼となることの記述、第1部第3章第2節(1)における大都市圏の整備についての記述、また、第3部第1章第2節(2)における首都圏の現況及び自立的発展のポテンシャルの記述がされておりますが、いずれも我が国全体を牽引する首都圏の重要性について明確な記述がなされておられません。</p> <p>したがって、本計画の策定に当たっては、我が国における要としての首都圏の果たす役割と重要性を明確に示すべきです。</p>	<p>今回の計画においては、首都圏を含む各広域ブロックがその有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描き、独自の発展を目指すこととしているところであり、首都圏の現況及びポテンシャルについては第3部第1章第1節(2)に記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	84	<p>国土形成計画(全国計画)(原案)では、新時代の国土構造として多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを基本的な方針としており、八都府県市として一定の評価をしています。</p> <p>しかしながら、原案には一都三県四政令市共同で計画提案及び要望してきた項目が、未だ十分に反映されておりません。</p> <p>つきましては、再度、一都三県四政令市として下記のとおり意見をまとめましたので、本年度中に閣議決定が予定されている国土形成計画(全国計画)にこれらの意見が反映されるよう求めます。</p> <p>我が国を牽引する首都圏の重要性について 首都圏は、これまで、我が国の経済活力を創出する上で中枢的役割を果たしてきました。 経済のグローバル化や高度情報化の進展によって国際競争が激化する中、我が国随一の高度な産業・学術・情報・中枢管理の面での巨大な集積や、国際交流機能を有する首都圏が、引き続き我が国の成長エンジンとしての役割を果たしていくことが今後、ますます重要となると主張してきたところです。 しかしながら、国土形成計画(全国計画)(原案)では、第1部第3章第1節(1)における広域ブロックが東アジアの成長エンジンの一翼となることの記述、第1部第3章第2節(1)における大都市圏の整備についての記述、また、第3部第1章第2節(2)における首都圏の現状及び自立的発展のポテンシャルの記述がされておりますが、いずれも我が国全体を牽引する首都圏の重要性について明確な記述がなされておりません。</p> <p>したがって、本計画の策定に当たっては、我が国における要としての首都圏の果たす役割と重要性を明確に示すべきです。</p>	<p>今回の計画においては、首都圏を含む各広域ブロックがその有する資源を最大限に活かした独自の地域戦略を描き、特色ある発展を目指すこととしているところであり、首都圏の現状及びポテンシャルについては第3部第1章第1節(2)に記述しているところです。</p>
その他 (国土構造等)	85	<p>(意見)一極一軸型国土構造の是正に関する国の責任等について 一極一軸型国土構造の是正を実現するための国土基盤投資について、国の責任と方向性に関する記述が不十分である。</p> <p>新しい国土像を目指すのであれば、まず一極一軸型国土構造の是正を国家戦略として位置付け、これを実現するために必要な社会基盤を国が責任を持って選択し、重点的に整備する必要がある。</p> <p>また、新しい国土像として広域ブロックが示されているが、人口減少と高齢化が進展する中、わが国の活力を高め、国際社会での地位を確保していくためには、広域ブロックにおいて住民の生活を支える都道府県と市町村の協力・補完が不可欠である。</p> <p>計画にも、このような国の責任と地方公共団体の役割を明確に記述するべきである。</p>	<p>本案では、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土構造への転換を図り、これにより一極一軸型の国土構造の是正につなげていくこととし(第1部第2章第1節)、国は、国家戦略上の見地から必要とされる施策の実施に加え、自立的に発展する広域ブロックの形成を促進するため、広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するための基盤整備等を総合的に支援する(第1部第2章第3節)こととしております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	86	<p>広域ブロックが果たすべき方向性とその中心都市の役割について 中部圏は、自動車、航空機などの輸送機械、工作機械、新素材のファインセラミックスなどの次世代の産業を牽引していくものづくりの世界的な産業技術の集積がある圏域であり、当該圏域の発展は、我が国の産業全体の発展に大きく寄与し、中部圏はいわばわが国の活力を牽引していくエンジンになっている。</p> <p>それぞれの広域ブロックの特色を活かして、相互に交流・連携し、全体として活力ある国土を作り上げていくためには、広域ブロックの役割や位置づけをそれぞれの地方計画に委ねるだけでなく、国家政策として全国計画の中できちんと位置づけていく必要がある。中部圏においては、「世界的なものづくりの産業技術首都圏」と位置づけ、国と中部圏とがそれぞれの適切な役割分担の下、望ましい国土形成に向けて努力していくことが必要である。また、このような中部圏の実現のためには、本市及び本市を含むグレーターナゴヤの地域における中枢管理機能や文化・交流機能、国際・広域交流基盤の整備などの都市機能の抜本的な強化が求められている。</p> <p>計画が目指す「それぞれの広域ブロックが多様な個性を発揮し、自立的に発展する国土」を形成していくためには、圏域において中核をなす大都市がその中心的な役割を十二分に発揮し圏域全体をリードしていくこと、およびそのために必要な権限と税財源の移譲が特に重要である。</p>	<p>自らのブロックの位置付けについては、広域地方計画の策定過程において検討が進められるものと考えております。 圏域内の国土構造のあり方についても、広域地方計画の策定過程において検討が進められるものと考えております。</p>
その他 (国土構造等)	87	<p>(該当箇所)124ページ、下から8行 また、首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでもブロックを超える広域連携の取組を進めてきており、今後の交通基盤整備の進展等により新たな発展が期待できる地域であることから、分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描いていくことが求められる。</p> <p>(修正文案) また、首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでもブロックを超える広域連携の取組を進めてきており、今後の交通基盤整備の進展等により新たな発展が期待できる地域であることから、東北圏と首都圏に跨る5県の地域が、分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描き、その内容を東北圏広域地方計画及び首都圏広域地方計画に各々取り込んでいくことが必要である。</p> <p>(理由) 国土審議会報告「広域地方計画区域のあり方について(H18.6.30)」での表現と同様の表現とすべき。 当該地域の発展構想等を描くのは、「5県の地域」であること、東北圏及び首都圏の各広域地方計画に取り込んでいくことを明確にすべき。 なお、「5県の地域」とは、5県のほか、その地域を所管する国の地方支分部局、関係経済団体、市町村等である。</p>	<p>ご指摘の箇所は、北関東3県と磐越2県について記述している箇所であり、現在の表現で該当地域は明確であると考えます。 また、当該地域において描かれた発展構想については、東北圏及び首都圏の広域地方計画にそれぞれ取り込まれていくものと考えています。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	88	<p>全国計画に対して本県から行った計画提案のうち、伊勢湾再生の推進や基礎的条件の厳しい地域への対応などの提案が原案に反映されている。また、時代背景として、共生の考え方をはじめ経済的側面以外の領域を重視する価値観の変化に言及していることは、本県が政策のベースとしている「文化力」の考え方も合致するものとして、大いに賛同できる。</p> <p>しかしながら「ブロックなどの区域にとらわれない交流・連携の軸を形成していくこと」および「広域ブロック内の多様な地域特性をできる限り保持するために地域特性を生かした取組について、積極的な策を講じる」ことなどの提案については、反映されておらず、多様な広域ブロックが自立的に発展しつつも、隣接圏域同士が連携でき、日本全体が発展していくためにも、全国計画に反映されてしかるべきと考える。</p>	<p>第3部第1章第2節冒頭において、広域ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数の都道府県等の間での連携及び相互調整の必要性について記述しているところです。</p> <p>また、地域特性を生かした取組については、第1部第3章第5節(2)、第2部第8章第3節(1)に趣旨を反映しているところです。</p> <p>加えて、具体的な施策としては、第2部第1章第3節(2)に農山漁村の活性化の新たな取組の促進を、第2部第1章第3節(3)に都市と農山漁村の共生・対流の促進について記述しています。</p>
その他 (国土構造等)	89	<p>(該当箇所)第3部第1章第2節(3)広域ブロック間の連携及び相互調整 (意見)</p> <p>四国圏域は、中国圏と合同して広域地方計画を検討していくことが求められているが、近畿圏との結び付きが強い本県としては、四国圏と近畿圏との合同での検討の場も必要ではないかと考えている。また、本四連絡3ルートの中で、神戸・鳴門ルートの利用が最も多くなっていることからしても、近畿圏との合同での検討の必要性は明らかである。更に、例示されている「瀬戸内海における国土の保全・管理の推薦」については、その出入口に当たる九州圏・近畿圏を含め、その一体的な推進が欠かせないことからも、隣接県等の相互調整から一歩進めて、隣接圏域と必要に応じて合同で検討すると言ふような記述をしていただきたい。</p>	<p>第3部第1章第2節(3)広域ブロック間の連携及び相互調整においては、その冒頭で「各広域ブロックにおける取組に加えて、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要がある」としているところであり、隣接圏域との連携及び相互調整も必要であると考えております。</p>
その他 (国土構造等)	90	<p><意見></p> <p>地域固有の課題やニーズに対応した地域運営・発展が求められる中、地域の地理的、文化的、経済的特性を十分発揮するためには、自治体による地域戦略の独自性・自立性の明確化とともに、自治体を包含する広域ブロックにおいても、その独自性が確保、認容される必要がある。</p> <p>さらに、九州・中国ブロック間では、圏域を超えた経済的な結び付きや都市間での交流連携が進められており、取り組みの実態や実績に即した対応が必要である。</p> <p>そこで、国土形成計画の実現に向けては、地域の自立的発展に向けた自発的かつ持続的な取組に対する国の支援強化とともに、地域の多様なニーズに的確に応えるため、省庁間の垣根を越えた横断的、総合的取組み、あわせて地域における多様な課題に対する分析に基づく、実情に応じた対応が図られることを期待する。</p> <p><該当箇所>第3部第1章第2節 3 広域ブロック間の連携及び相互調整 <修正案例>原案125ページ27行目に追加 ……分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描いていくことが求められる。</p> <p>(追加案)さらに、九州・中国両圏域にまたがる関門地域においても、都市間連携の取組みが進められており、広域計画策定にあたり、必要な連携、調整を行うことが必要である。</p>	<p>第3部第1章第2節(3)広域ブロック間の連携及び相互調整においては、その冒頭で「各広域ブロックにおける取組に加えて、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要がある」としているところであり、隣接圏域との連携及び相互調整も必要であると考えております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	91	<p><項目>「アジア広域交流都市圏」の位置づけについて <該当箇所>第1部第2章第1節、第1部第3章第1節、第2部第7章第1節(2)など <意見> 成長するアジアと我が国が連携を深めていくためには、都市、産業、交通全てが発達した太平洋ベルト地帯の流れをアジアに繋げることが最も重要である。 例えば、近年、日本海側の港湾の貨物取扱量が相対的に増加していることをはじめ、アジアと海を隔て対面する地域が国際交流の窓口としての機能を高めている。 また、アジア連携の時代には、生活レベルで空間と時間を共有し、気安く頻繁に交流を図ることが重要であるが、アジアと海を隔て対面する都市の間では、海・陸双方の安価で短時間な交通アクセスを備え、交流が活発化している例も見られる。 このように、アジアと地理的近接性を有する北部九州は、アジアで推進されているアジアハイウェイや汎アジア鉄道構想の連続性を補完し、海を隔てたアジア交通回廊の形成を可能にする地域である。 また、同地域は、黄砂や漂着ゴミなど様々な環境問題をアジアと共有している。中でも近年度々発生している光化学スモッグは、住民の健康や企業の経済活動に影響する深刻な問題となっている。そのため、環境克服のノウハウを有する同地域が先頭に立ってアジアの都市間対話を進める「アジア環境モデル地域」とも言うべき役割が求められている。 そこで、同地域を物流、環境などの特色をもったアジア交流の戦略地域とする「アジア交流広域都市圏」として位置付ける必要がある。</p>	<p>本計画では、各広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいくことを戦略的目標として掲げております。 各広域ブロックにおける東アジアとの直接交流のあり方については、広域地方計画の検討に際し、東アジアの中でどのような独自性を発揮できるかという視点を持ちつつ検討する必要がある旨を示しております。</p>
その他 (国土構造等)	92	<p>第3部第1章第2節(3)広域ブロック間の連携及び相互調整 (意見) 「国土軸構想によって進められてきた広域的な取り組みの蓄積を活かしていく」趣旨を盛り込む。</p>	<p>国土軸構想については、第1部第1章第1節でその考え方について記述しているところです。また、第3部第1章第2節(3)においても、広域ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要があるとしているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	93	<p>(意見)</p> <p>21世紀は繁栄するアジアの時代である。とりわけ、日本、韓国、中国、台湾などの東アジア地域は、アジアの中でも飛躍的に発展し、アジアの繁栄を先導する地域である。北部九州は、日本列島と朝鮮半島、日本海、東シナ海、黄海が結節する東アジアの要の位置にあり、常に先進的な交流を展開している。</p> <p>東シナ海を挟む半導体産業の連携、アジアのマザー工場として成長する自動車産業の集積などの経済分野の連携、音楽・ファッションなどの若者文化の交流など、最先端の連携や交流が加速している。また同地域は、黄砂や漂着ゴミなど様々な環境問題をアジアと共有しており、中でも、近年、度々発生している光化学スモッグは、住民の健康や企業の経済活動に影響する深刻な問題となっている。そのため、環境問題克服のノウハウを有する同地域が先頭に立ってアジアの都市間対話を進める「アジア環境モデル地域」とも言うべき役割が求められている。</p> <p>このように、北部九州は、我が国がアジアとともに繁栄することを目指すうえで大きな役割を果たす地域である。</p> <p>したがって、同地域を、東京圏、関西圏、名古屋圏のこれまでの大都市圏のみならず、産業、文化、環境などの特色をもったアジア交流の戦略地域とする「アジア交流広域都市圏」として位置づける必要がある。</p> <p>(該当箇所)第1部第2章第1節、第1部第3章第1節、第2部第7章第1節(2)など (修正案例)(第1部第2章第1節)</p> <p>広域ブロック相互間や各ブロックとアジア諸地域との交流・連携に当たっては、経済活動の結びつきや集積の状況を踏まえた連なり方のみならず、気候や風土等の特性などにも着目していく必要がある。このような広域ブロック間の連続的な連なりを、「21世紀の国土のグランドデザイン」において、国土を縦断方向に覆う気候や風土等の特性、さらには交流の歴史的蓄積やアジア太平洋地域に占める地理的特性等を共有する大括りの圏域を21世紀を通じて明らかにしていくとされた、北東・日本海・太平洋新・西日本の4つの国土軸の構想とも重ねていくこととする。</p> <p>(追加案)「アジアに開かれた国土」を目指すにあたっては、それらの国土軸がそれぞれアジアに繋がる流れを作る必要がある。特に、アジア向けの物流によって重要性の高まる日本海国土軸を強化するとともに、都市、産業、交通全てが発達した西日本国土軸は東京から、中部、関西、北部九州、アジアへと円滑な経済活動を行うため、国土の背骨としての太いルートの確保が重要である。</p>	<p>本計画では、各広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいくことを戦略的目標として掲げております。</p> <p>各広域ブロックにおける東アジアとの直接交流のあり方については、広域地方計画の検討に際し、東アジアの中でどのような独自性を発揮できるかという視点を持ちつつ検討する必要がある旨を示しております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	94	<p>< 意見 > 成長するアジアと我が国が連携を深めていくためには、都市、産業、交通全てが発達した太平洋ベルト地帯の流れをアジアに繋げることが最も重要である。 アジアと地理的近接性を有する北部九州は、アジアで推進されているアジアハイウェイや汎アジア鉄道構想の連続性を補完し、海を隔てたアジア交通回廊の形成を可能にする地域である。 一方、同地域を含めた環黄海圏では、東アジアでの都市間ネットワークを最大限に活用した、東アジア経済交流推進機構(北九州市、福岡市等)、アジア太平洋都市サミット(北九州市、福岡市等)、日韓海峡沿岸会議(福岡県等)による相互交流を図っており、これらを活用した地域経済圏の形成を目指している。 さらに、同地域は、黄砂や漂着ゴミなど様々な環境問題をアジアと共有している。中でも近年度々発生している光化学スモッグは、住民の健康や企業の経済活動に影響する深刻な問題となっている。そのため、環境克服のノウハウを有する同地域が先頭に立ってアジアの都市間対話を進める「アジア環境モデル地域」とも言うべき役割が求められている。 そのため、同地域を物流、環境などの特色をもったアジア交流の戦略地域とする「アジア交流広域都市圏」に位置付ける必要がある。 < 該当箇所 > 第1部第2章第1節、第1部第3章第1節、第2部第7章第1節(2)など < 修正案例 > (第1部第2章第1節) 広域ブロック相互間や各ブロックとアジア諸地域との交流・連携に当たっては、経済活動の結びつきや集積の状況を踏まえた連なり方のみならず、気候や風土等の特性などにも着目していく必要がある。このような広域ブロック間の連続的な連なりを、「21世紀の国土のグランドデザイン」において、国土を縦断方向に覆う気候や風土等の特性、さらには交流の歴史的蓄積やアジア太平洋地域に占める地理的特性等を共有する大括りの圏域を21世紀を通じて明らかにしていくとされた、北東・日本海・太平洋新・西日本の4つの国土軸の構想とも重ねていくこととする。 <u>(追加案)「アジアに開かれた国土」を目指すにあたっては、それらの国土軸がそれぞれアジアに繋がる流れを作る必要がある。特に、アジア向けの物流によって重要性の高まる日本海国土軸を強化するとともに、都市、産業、交通全てが発達した西日本国土軸は東京から、中部、関西、北部九州、アジアへと円滑な経済活動を行うため、国土の背骨としての太いルートの確保が重要である。</u></p>	<p>本計画では、各広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいくことを戦略的目標として掲げております。 各広域ブロックにおける東アジアとの直接交流のあり方については、広域地方計画の検討に際し、東アジアの中でどのような独自性を発揮できるかという視点を持ちつつ検討する必要がある旨を示しております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	95	<p>国会等の移転について 本原案では、「国会等の移転については、『国会等の移転に関する法律』に基づき、…現在、国会において検討が行われているところであるので、…検討の方向等を踏まえる必要がある」との記述があります。</p> <p>しかし、現在、国会において全く検討が行われていないのは周知の事実であることから、当該記述を存置することは適当ではありません。</p> <p>もとより、東京一極集中の是正などを目的に進められてきた国会等の移転は、その後の社会経済情勢の大きな変化により、もはやその論拠も意義も完全に失っています。</p> <p>国と地方あわせて800兆円を超えようとする巨額な長期債務を抱える中、さらに莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白です。</p> <p>また、東京の最大の弱点である慢性的な道路渋滞についても、広域交通基盤の強化などにより十分に解決可能な課題となっています。</p> <p>今なすべきことは首都機能移転ではなく、三環状道路等の整備、羽田空港の再拡張・国際化などを推進し、日本全体を牽引する首都圏のポテンシャルを引き出し、その活力や国際競争力を回復させることです。</p> <p>それにもかかわらず、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだに国会等の移転に関する決議と法律が残置されており、国会における検討も、平成14年5月の衆議院特別委員会において移転候補地の絞り込みすら断念し、それ以降現在に至るまで、実質的な検討は進捗していない状況にあります。また、安倍政権後は、特命大臣のポストが廃止されるなど、首都機能移転に向けた機運の後退は明らかです。</p> <p>こうした状況を勘案すれば、国全体の利益のためにも、首都機能移転は白紙撤回されるべきものであり、国会等の移転に関する記述を全国計画の案には盛り込むべきではありません。</p>	<p>国会等の移転については、「国会等の移転に関する法律」に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところであり、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある旨を記述しているところです。</p>
その他 (国土構造等)	96	<p>国会等の移転について 本市を含む首都圏の一都三県四政令市は、かねてから、東京一極集中の弊害の是正のためには「展都」と「分権」による首都圏の再編整備を進めていくことが、首都圏のみならず我が国の将来を豊かなものにしていくと主張してきました。</p> <p>しかしながら、国土形成計画(全国計画)(原案)では、第1部第2章第1節において、国会等の移転については、現在、国会においてその検討が進められているところであり、この検討を踏まえる必要があるとの記述がされております。</p> <p>我が国は、国と地方あわせて800兆円に迫る巨額な長期債務を抱えており、さらに国会等の移転に莫大な費用をかけることになれば、我が国の将来を誤るものとなります。</p> <p>今なすべきことは国会等の移転ではなく、真に必要な社会資本整備や産業の新興、環境対策など大都市の魅力を高める施策を、首都圏に対して優先的かつ集中的に実施することにより、首都圏の活力や国際競争力を強化させることです。</p> <p>したがって、本計画の策定に当たっては、国会等の移転に関する記述は削除すべきです。</p>	<p>国会等の移転については、「国会等の移転に関する法律」に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところであり、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある旨を記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	97	<p>国会等の移転について 一都三県四政令市は、かねてから、東京一極集中の弊害の是正のためには「展都」と「分権」による首都圏の再編整備を進めていくことが、首都圏のみならず我が国の将来を豊かなものにしていくと主張してきました。</p> <p>しかしながら、国土形成計画(全国計画)(原案)では、第1部第2章第1節において、国会等の移転については、現在、国会においてその検討が進められているところであり、この検討を踏まえる必要があるとの記述がなされております。</p> <p>我が国は、国と地方あわせて800兆円に迫る巨額な長期債務を抱えており、さらに国会等の移転に莫大な費用をかけることになれば、我が国の将来を誤るものとなります。</p> <p>今なすべきことは国会等の移転ではなく、真に必要な社会資本整備や産業の振興、環境対策など大都市の魅力を高める施策を、首都圏に対して優先的かつ集中的に実施することにより、首都圏の活力や国際競争力を強化させることです。</p> <p>したがって、本計画の策定に当たっては、国会等の移転に関する記述は削除すべきです。</p>	<p>国会等の移転については、「国会等の移転に関する法律」に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところであり、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある旨を記述しているところです。</p>
その他 (国土構造等)	98	<p>東京一極集中の是正について(東京に拮抗する大都市圏への重点的整備等の推進)</p> <p>大阪・関西圏は、これまで首都圏とともに双眼的な国土構造の一翼を担ってきた。二大都市(圏)がそれぞれの個性を発揮して機能を分担することが国土の健全な発展のために必要なことは歴史や諸外国の例が示すところである。「巨大な首都圏対各ブロック」という関係ではなく、健全な二極または複数の都市圏が相互に切磋琢磨し、連携・補完する国土構造を構築することにより、初めて国土の柔軟性・多様性が生まれ、地域の個性・活力・創造力を十分引き出し、国や地域が共に発展できる国土構造を構築することができる。</p> <p>計画提案でも申し上げたが、自立的な広域ブロックの形成と併せて、こうした複眼的な国土構造の重要性について言及すべきであり、これを実現するため、東京に拮抗する大都市圏への重点的整備や首都中枢機能の一部を移転することが必要である。</p>	<p>今回の計画においては、近畿圏を含む各広域ブロックがその有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描き、特色ある発展を目指すこととしているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	99	<p>国土形成計画(全国計画)については、これまでの自治体からの提案も踏まえ、多自然居住地域の形成や集落の維持・再生、自然環境の保全・再生、環境学習の推進、土壌汚染対策や失われた自然の再生等都市環境対策の展開、災害時の生活再建の支援、日本海側の重要性の高まりなど、これからの地域づくりを進める上で欠かすことのできない国土の論点につき検討を深め、位置づけていただいたところである。</p> <p>しかし、この計画は、今後の国土政策を展開していく羅針盤となるものであり、地方の実情を踏まえ、なお一層の検討が必要な課題として、以下の意見を提出する。</p> <p>東京一極集中の是正について 東京一極集中の現状には触れられ、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築により一極一軸型の国土構造を是正することとされているが、現実に進んでいる東京一極集中を抑制するための具体的な方策が明らかにされていない。</p> <p>東京への過度の一極集中が進むことは東京圏と地方の双方に必要以上の負担をもたらして、わが国全体としての効率性を阻害し、東京に大災害が発生した際の首都機能の危機管理の観点からも問題が多く、国土政策上の対応が必要である。首都機能をバックアップする仕組みのほか、東京一極集中を抑制する制度的な規制方法の検討など、具体的な方策を明確に記述する必要がある。</p>	<p>中枢機能の危機管理については、第1部第3章第3節(2)において、国や広域ブロックの経済・社会機能の中枢を担う大都市圏及び地方の拠点となる都市における中枢機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化及び業務継続計画等の策定について示しているところです。</p> <p>また、一極一軸構造の是正に向けて、首都圏や近畿圏を含む各広域ブロックが、その有する資源を活かした独自の地域戦略を描き、特色ある発展を目指すこととしているところであり、このための国の支援の考え方について第1部第2章第3節に示しているところです。</p>
その他 (国土構造等)	100	<p>首都機能のバックアップについて 災害に強い国土構造として、国や地方の中枢機能のバックアップの強化の方向が示されているが、首都機能のバックアップについては、国が責任を持ってその具体化の方向を示すべきであり、近畿圏の位置付けを明らかにするなど、広域ブロックの役割分担や国の果たすべき役割、施策の方向性について明記すべきである。</p>	<p>中枢機能の危機管理については、第1部第3章第3節(2)において、国や広域ブロックの経済・社会機能の中枢を担う大都市圏及び地方の拠点となる都市における中枢機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化及び業務継続計画等の策定について示しているところです。</p>
その他 (国土構造等)	101	<p>首都機能のバックアップについて 東京が大規模な災害・テロ等により大きな被害を受けた場合においても、首都機能を継続・確保していくことは、「災害に強いしなやかな国土」(23～24頁)を形成する観点からも非常に重要な課題である。計画原案には「国や広域ブロックの経済・社会機能の中枢を担う大都市圏(中略)においては、これら中枢機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化が求められている。」(24頁)とは記載されているが、さらに、国家の危機管理のため、国土政策として「首都機能のバックアップ」の必要性を明言すべきである。</p> <p>この際、大阪・関西には首都機能のバックアップを果たすに相応しい機能が集積しており、新たに大掛かりな投資を必要としないことから、ストックを有効に活用できる大阪・関西を首都機能のバックアップエリアとして位置付けるべきである。</p>	<p>中枢機能の危機管理については、第1部第3章第3節(2)において、国や広域ブロックの経済・社会機能の中枢を担う大都市圏及び地方の拠点となる都市における中枢機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化及び業務継続計画等の策定について示しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他	102	道州制へ向けた先行的取組である道州制特区の仕組みを適切に活用し、地域の自主性・裁量性を高める取組を推進する必要があることを明記すること。	地域の自主性・裁量性を高める取組の推進については、その必要性を第1部第2章第3節(地域戦略のための環境整備)に記述しているところです。 また、北海道総合開発計画と連携を図りつつ、計画を推進しているところです。
その他	103	地域主権の考えに基づいた道州制議論の高まり 地方のことは地方自らが考え、決定し、自らの責任で実行するという地域主権の社会を実現することが不可欠である。そのためには、国と地方の役割分担を明確にしながら、地方への権限及び税財源の移譲を行うとともに、国による過剰な関与や規制を撤廃して地方の自主性と自立性が確保できるよう地方分権改革を進めることが必要である。このことについては、計画原案においても主旨は盛り込まれている(125)。さらに、最近、広域ブロックの自立的な発展と東京一極集中の是正を推進するため、道州制の議論が高まりを見せているが、こうした動きについても言及すべきである。	道州制については、国土政策の範囲を超える観点からの議論が必要であり、現在各方面で議論が進められているところであり、現段階で、これらの議論を先取りすることとなるような記述をすることは適当ではないと考えています。
その他	104	第1部第2章第3節(地域戦略の展開のための環境整備)について 原案では、地方公共団体が、自らの選択と責任の下に地域経営を行うための権限や財源を有していくことが求められ、「地方分権を推進していく」とされているが、平成12年4月の地方分権一括法の施行以降も地方分権改革は依然として十分なものとはなっていない。 このため、原案の「国と地方の適切な役割分担の下、地方分権を推進していく。」を「国は地方への権限や財政需要に見合った財源の移譲、全国一律の規制や関与の廃止・縮減などをより一層進める必要がある。またその際、国と地方及び広域自治体と基礎自治体の役割分担の見直しを基本とする道州制の議論も視野に入れながら、特に大都市についてはその役割に応じた税財政制度を確立する。」と修正していただきたい。	道州制については、国土政策の範囲を超える観点からの議論が必要であり、現在各方面で議論が進められているところであり、現段階で、これらの議論を先取りすることとなるような記述をすることは適当ではないと考えています。 また、地方分権の推進については、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところであることから、第1部第2章第3節の記述としているところです。
その他	105	(該当箇所)本文全体 (修正文案) 本文中に「東アジア」に関係する表現が、「東アジア」以外に、「東アジア地域」、「東アジア諸国」、「東アジア(の)各地(域)」、「東アジア諸地域」、「東アジア等諸地域」、「東アジアの近隣諸国」など複数あるが、それぞれ使い分けをしているのか。 (理由) 「東アジア」についての表現を統一した方が望ましい。 使い分けをしているのであれば、注釈等での解説が必要と思われる。	ご意見を踏まえ、「東アジア」等の用語の使用については文脈に応じて適切な表現に修正させていただきます。

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他	106	<p>全国計画で明確な方針が示されず広域地方計画に委ねられる事項のなかには、解決にあたって法律の制定および改廃をとまなうものや、本県から提案した住宅・建築物の耐震改修等事業制度における対象地区の拡大のように、国の関与や予算の裏付けが必要なものが存在する。国の関与や予算の裏付けが必要なものが存在する。計画の実効性を確保するためにも、今後設立される広域地方計画協議会において、新たなしくみの提案がされた場合には、国は適切に対応していく必要がある。</p>	<p>第1部第2章第3節(広域ブロックの自立的発展に向けた国の支援)において、広域地方計画の検討を通じて立案された地域戦略を推進する上で、全国的見地からの新たな対応が必要となった場合には、国において適切に対応していく旨示しているところです。</p>
その他	107	<p>「総人口の減少により国土の利用に余裕を見いだせる」という表現があるが、(P.6)人が減少する分1人当たりの国土利用面積が増えるという単純な考え方のように見受けられる。憲法で保障されている「個人の財産権」との関係、例えば、山村地域に多くある相続手続きがなされていない土地や何千人もの共有者がいる共有地等を勘案すると、表現を再考すべきと考える。</p>	<p>当該箇所は、人口増加・高度経済成長の時代には困難であった国土のひずみの解消や質の向上に向けた取組の推進を図っていくことが重要である旨記述しているものです。なお、山村地域等における相続等を伴う土地所有上の問題については、第2部第6章第6節「国土の国民的経営」に向けた施策展開において記述しているところです。</p>
その他	108	<p>【意見内容】 これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現するには、広域ブロックの有する資源を最大限生かすとともに、社会資本の整備水準の状況や、人口、気候、風土、地勢などの社会的条件・自然的条件などを踏まえ、地域間競争の時代に対応した基礎的な環境を整備する必要があることから、広域ブロックの自立的発展に向けた国の支援の中において、『地域間競争の時代に対応した基礎的な環境の整備』について追加して記載すべきである。 【関係箇所】第1部第2章第3節自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働(広域ブロックの自立的発展に向けた国の支援)(10頁) 【修正案】 国は、国家戦略上の見地から必要とされる施策の実施に加え、自立的に発展する広域ブロックの形成を促進するため、広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するための基盤整備等の支援、各地域の知恵と工夫の競い合いのための支援や地域間競争の時代に対応した基礎的な環境整備など、国としての支援を総合的に推進していく。</p>	<p>ご指摘の趣旨も含め、第1部第2章第3節において、「自立的に発展する広域ブロックの形成を促進するため、広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するための基盤整備等の支援」などについて、総合的に支援していく旨記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他	109	<p>【意見内容】 今後の社会基盤に当たっては、人口と産業の大都市圏への過度の集中による弊害と地域間格差の是正という観点から、これまでの地理的条件や自然的条件を克服するため、地方圏における空港、港湾、道路などの基礎的な社会資本の充実を図り、地域の知恵と工夫を生かした「個性ある地域の発展」を目指す必要がある。また、国土形成計画(全国計画)(原案)第1部第2章第1節「新しい国土像」には、「地域間の格差の拡大に対する不安や地域ごとの格差感を解消していく。」と記載がありながら、国土基盤投資の方向性においては、地域間格差の是正について触れていない。以上のことから、<u>国土基盤投資の方向性においても、『地域間格差の是正という観点』を記載すべきである。</u></p> <p>【関係箇所】第1部第4章第1節国土基盤投資の方向性(31頁) 【修正案】 このためには、これまでの国土基盤の蓄積(国土基盤ストック)を活かしつつ、地域特性を踏まえた国土基盤投資を重点的、効率的に推進していくことを通じて、安定した経済成長と地域の活力の向上、安全で美しい国土の再構築等に資するよう、国土基盤の質的向上を図っていくことが重要である。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面及び地域間格差の是正などについて総合的に配慮することが必要である。</p>	<p>この計画では、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築し、これにより一極一軸型の国土構造の是正や地域間の格差拡大への不安の解消につなげていくこととしており(第1部第2章第1節)、そのために国は、国家戦略上の見地から必要とされる施策の実施に加え、自立的に発展する広域ブロックの形成を促進するための基盤整備等を総合的に支援することとしております(第1部第2章第3節)。</p> <p>また、国土基盤投資の方向性についても、国家戦略や自立のための地域戦略の実現等の視点に立って投資を重点化することが必要と記述しております(第1部第4章第1節柱書き)。</p>
その他	110	<p>(意見)国土形成計画の実行性の確保について 原案の第2部に示された施策の分野は幅広く、多くの省庁が関係しており、従来どおりの省庁縦割り体制では、全国計画の着実な実行および広域地方計画の施策に対する十分な支援を行うことは困難である。</p> <p>また、国、地方ともに厳しい財政状況にあり、今後とも税収等の大幅な伸びが見込まれない中、計画期間内に目標を達成するためには、計画を実行するための財源の確保が重要な課題となる。</p> <p>しかし、原案には計画の実行体制や財源確保に関する記述がなく、計画に示された施策がどこまで実行されるのか不透明である。</p> <p>このため、計画に国土形成計画を実行するための省庁の枠を超えた体制整備や財源確保の方針等、計画の実行性を確保する記述を加えるべきである。</p>	<p>計画の実行に関しては、第1部に計画の効果的推進の章(第4章)を設け、国土基盤投資の重点化、国土情報の整備・利活用と計画のモニタリング等を行うこととしております。また、計画の推進に際し、適切な進行管理をしております。</p>
その他	111	<p>道州制の導入など内外の変革を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ることを記述する必要があること。</p>	<p>国土形成計画全国計画については、第1部第4章第2節に記述されているとおり、政策評価法に基づく政策評価(政策レビュー)を行う予定(平成22年度～23年度)です。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他	112	<p>(項目)総論 (意見) 今回、国土形成計画(全国計画)(原案)におきまして、グローバル化や人口減少・高齢化、価値観の多様化等の課題に対し、「多様な広域ブロックが自立的に発展す国土の構築」「美しく、暮らしやすい国土の形成」に焦点をあてた新時代の国土構造の指針が示されましたことは、社会経済情勢の大転換期を向かえ、分権型社会を構築していく上で、非常に意義深いものと考えます。</p> <p>全国計画(原案)では、新しい国土像実現に向けて「世界に発展するシームレスアジアの形成」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公を基調とする地域づくり」の5つ戦略目標に基づき、東アジアとの交流連携、暮らしやすい都市圏の形成、産業活性化、災害対策の推進、自然との共生、多様な主体による地域づくりなどが示されていますが、これらは未来を切り拓く日本の成長・発展のための活力とやすらぎのある質の高い国土構造の構築に向けて、不可欠であり喫緊に取り組むべきものであると認識しています。</p> <p>今後、全国計画(原案)を指針として、地域特性を活かした独自性の高い地域戦略を持った広域地方計画の策定が進められ、「地域間格差の解消」「限界集落への対応」「地域医療の確保」「地域産業の振興」などの諸課題に対し、自立を基調とした地域発展の方向性を描くことになるものと思います。</p> <p>つきましては、全国計画(原案)において明らかにされた国土像や国土構造の構築に向けた国の役割を踏まえ、広域地方計画の実現性をより高めるための取り組みを推進いただくことが必要と考えます。</p> <p>(項目)国土利用計画との記述の整合について (頁)34頁 第1部第4章第3節(計画関連諸施策の点検等) (原案) さらに、計画の実効性を高め、推進していく観点から、これらの施策に関し常に点検を行い所要の改善措置を講じていく。また、この計画策定を契機として、国土政策関係制度についても点検し、新たな枠組みのあり方等について検討を深める必要がある。</p> <p>(意見) 国土形成計画(全国計画)と一体的なものとして策定作業が進められている国土利用計画(全国計画)(原案)においては、「また、今後の国土利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後の計画の総合的な点検を行う」と5年後の計画の点検が示されたところである。</p> <p>一体的に策定される国土形成計画(全国計画)と国土利用計画(全国計画)とが、計画の実効性を高める計画の点検においても連携して取り組んでいくことが効率的であることから、2つの計画の総合的な点検について、記述の整合を図る必要があると考える。</p>	<p>国土形成計画全国計画については、第1部第4章第2節に記述されているとおり、政策評価法に基づく政策評価(政策レビュー)を行う予定(平成22年度～23年度)です。国土利用計画全国計画の総合的な点検とも連携して効果的に政策の評価を行い、その結果に応じて必要な措置を行ってまいりたいと考えています。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他	113	<p>(項目)広域地方計画における数値目標の設定について (頁)128頁 第3部第2章第1節 独自の地域戦略に基づく重点的選択的な資源投資 (原案) また、実施過程における実効性を担保するための 適切な推進体制及びモニタリング体制について検討しておくことも重要である。 (修正意見) また、<u>地域戦略を実効性あるものとするため、関係主体をはじめ広域ブロックが共有する具体的な数値目標を設定するとともに、適切な推進体制及びモニタリング体制について検討することも重要である。</u> (理由) 独自性のある広域地方計画の策定にあたっては、広域ブロックの地域特性を踏まえた独自性のある地域整備の戦略を立案するとともに、国、地方公共団体、経済界等のをはじめ広域ブロックの様々な主体が共有できるような象徴的な数値目標を掲げることで、より地域戦略の実効性が高まると考える。</p>	<p>広域地方計画のモニタリング体制等については、今後の広域地方計画の策定に当たり検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
その他	114	<p>計画の推進に当たっては、平成19年1月に北海道が行った計画提案の趣旨を踏まえ、広域ブロックの競争力強化のための高速交通体系や新幹線の戦略的整備、農林水産業への影響を踏まえた経済連携協定交渉における適切な国際規律の確立などについて、必要な行財政措置も含め十分配慮すること。</p>	<p>広域ブロックの競争力強化のための高速交通体系や新幹線の戦略的整備については、第2部第4章第2節(1)などに主旨を反映しているところであり、計画の推進に当たっては、必要となる施策の検討を進めてまいります。 経済連携協定交渉における適切な国際規律の確立については、第2部第2章第3節(1)において記載しているところであり、計画の推進においても、考慮していく必要があると考えております。</p>
その他	115	<p>1 計画推進に向けて 計画の目指す「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」の形成には、広域ブロックあるいはブロックを構成する各地域が、国との適切な役割分担の下で、独自の地域戦略を展開する必要があり、そのためには、地方分権の推進などによる権限や財源の確保が不可欠である。 2 広域地方計画の策定に向けて 全国計画(原案)に位置づけられた中部国際空港の二本目滑走路及びリニア中央新幹線はもとより、地域の個別プロジェクトと整理された、国土の大動脈となる第二東名高速道路、国際港湾・空港へのアクセス道路である名古屋環状2号線・西知多道路など、広域ブロックの発展に不可欠な基盤整備プロジェクトや、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)など、その波及効果が広域に及ぶと考えられる先進的・独創的なプロジェクトについては、広域地方計画に具体的に位置づけていく必要がある。 また、愛・地球博の成果を継承する環境問題への取組、モノづくり産業の国際競争力の強化、観光交流の促進による知名度の向上、豪雨や大規模地震等の自然災害への対応など、中部圏ブロック固有の課題については、広域地方計画において、その対応策を具体的に示していく必要がある。</p>	<p>広域地方計画については、今後、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められるものと考えています。</p>

2. 国民意見について

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
地域整備	1	長期耐用住宅の整備に当たって、豊かな住生活の実現や良好な景観の形成に逆行する不適切なミニ開発等を誘導しないよう、計画の実施において配慮が必要。	長期耐用住宅の整備による建設コスト増については、負担軽減のため税制の優遇措置などを講ずることとしており、認定要件なども含めて国会で法案審議していただくこととなります。なお、良好なまちなみや景観の形成については、第1部第3章第2節(1)の(魅力的で質の高いまちづくり)及び第2部第1章第1節(2)の(良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備)に記述しているところであり、これらを踏まえて、計画を推進してまいります。
地域整備	2	公共施設の長寿命化についての記述が不足しているのではないかと。	今後、公共施設などの維持更新への対応が課題となると認識しており、このため公共施設の長寿命化に関しては、第1部第3章第2節(1)の(大都市特有の課題への対応)に、既存ストックの活用、都市基盤の更新・長寿命化という観点で記述しているところです。引き続き、公共施設的设计・建築等に当たっては施設を長期間使用する観点も考慮しつつ進めてまいります。
地域整備	3	都市づくりの中心としても、河川を見直すべきだと思います。	まちづくりと河川の関係については、第1部第3章第2節(1)の(魅力的で質の高いまちづくり)に水・緑豊かで潤いや景観に配慮した環境整備という観点で、また第2部第1章第1節(2)の(良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備)に水辺の活用等による良好なまちなみ形成、河川整備等による水辺の再生という観点で記述しているところです。
地域整備	4	農山漁村地域の将来は、都市と農村の共生、そして人と自然の共生という枠組みの中でこそ描けるものであり、それを明確に打ち出す概念として「多自然居住地域」の考え方を発展的に継承した、多自然居住地域であるとともに、人間活動と自然環境の共生を目指すフロンティアでもある、「共生居住地域」の概念を導入を提案する。また、地域の各論を論じた第2部で、「共生居住」の視点から、地方中小都市、(平地)農村地域、中山間地域のそれぞれの方向性と役割を明確化することが必要である。	ご指摘の「共生居住地域」の概念については、新たな国土像を実現するための戦略的目標「持続可能な地域の形成」の中で同様の趣旨を記述しているところです。第2部においても、第2部第1章第3節に加え、同章第2節(1)において、地方都市と周辺の農山漁村を含めた生活圈域の形成について示したほか、産業や文化、交通・情報通信体系、防災、国土資源、環境保全等、関連する全ての分野において関係する記述をしているところです。
地域整備	5	条件不利地域としての中山間地域、地域再生のフロンティアとしての中山間地域という2つの視点からの位置付けは、新たな国土形成への戦略的な重要性を持つものであり、より積極的に書き込むことが必要である。また、条件不利地域の定義として、生産条件のみならず、生活条件の一部(特に医療、教育)も加えることが必要である。	中山間地域については、第1部第3章第2節及び第2部第1章第3節において、生産条件、生活条件ともに厳しい状況下にある一方で、「国土保全」や「伝統文化」などの点で重要な役割を担っていること、高齢者を中心とした地域活性化の先行的取組がみられることなどについて示したところですが、計画の推進にあっても、これらを踏まえつつ、多様な地域産業の振興、生活環境整備など各般の支援策をきめ細かく総合的に実施していくことが重要であると考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
地域整備	6	「二地域居住」の主眼は、生活拠点を「2つ」もつことや都市住民が農山漁村に生活拠点をもちことではなく、都市と農山漁村が「連携」することに大きな意義があるため、「連携」(または「共生」)を前面に出した「農都連携居住」という広義の政策概念として提起することが重要であり、効果的であると考えられる。	都市と農山漁村の連携が重要であると考えており、「地域間の交流・連携」を本計画の戦略の重要な構成要素として位置付けています(第1部第3章第2節(4))。二地域居住もそのための手段の一つとして例示したものであり、都市部の住民が改めて地方に生活拠点をもちことだけでなく、地域外の人材を含めた多様な主体を地域の担い手として位置付けていく必要があると考えております(第1部第3章第2節(4)、第2部第8章第3節(2)参照)。
地域整備	7	従来の計画と異なり、国境の観点が盛り込まれているが、国境警備の重要性について、記述が貧弱。与那国島等、国境の島は資源の上からも、領土の観点からも大切。警備について記述すべき。同時に、新型インフルエンザ対策なども記載すべき。	国境離島については、国境離島を含む離島の振興について、第2部第1章第5節(1)において記述するとともに、海域の利用・保全の観点から、その重要性について、第2部第6章第5節において示しているところです。
交通・情報通信	8	外環自動車道のインターチェンジの設置に反対をする住民や地方自治体があるが、日本の将来の競争力をそぐものであり、もう一度考え直す必要がある。反対運動をする人や自治体は、道路が完成してもその恩恵を受けてはならないとすべき。そうしなければ、不公平や地域エゴはなくなる。	都市の中心市街地等の一般自動車交通量の抑制や沿道環境の保全等に向けた三大都市圏環状道路等の整備等の対策の推進については、第2部第4章第3節(2)の(都市の環状道路の整備)に記述しているところです。 また、地域戦略の展開のために国、地方公共団体及び多様な民間主体が相互に連携することの重要性について、第1部第2章第3節に示しているところです。
交通・情報通信	9	最近道路をつくるつくらないでよく議論されているが、一般国道のことはあまり議論されない。国道といいながら、昔ながらの杣道や沢道を舗装しただけの道が残っていて、市町村道とかわらない道が国道になっています。まったく知らない人が国道の表示を信じてはいり込み、不測の事故を起こすのではないかと心配です。道路の幅員をわかりやすく表示して、それを通るかどうかは運転手に決めさせるという工夫があってもいいと思います。	道路については、第2部第4章において、地域の交通体系について記述しているところです。 また、第2部第4章第2節(2)冒頭に「道路構造上の走りやすさに関する情報の活用等を進める」としているところです。
交通・情報通信	10	大都市の道路交通渋滞は、国家の国際競争力そして魅力の低下を加速させる恐れがある。1つの対策として、渋滞道路の地下に建設する地下鉄網の更なる拡充を提案する。 例えば、青梅街道も渋滞道路であり、外環自動車道が開通すれば青梅街道と外環道のインターチェンジから派生する交通量増加が予想されるため、青梅街道に沿って荻窪まで通っている地下鉄丸の内線を、田無まで延伸することを提案する。	大都市の道路交通渋滞解消に向けた対策については、第2部第4章第3節(2)の(都市の幹線道路の整備)及び(公共交通機関の機能の維持・向上)並びに(人が主役のまちなか交通体系の整備)で記述しており、これらの総合的な交通施策を戦略的に推進することとしております。 また、具体的な推進方策については、それぞれの地域の状況を踏まえ、より具体的・即地的な検討が進められるものと考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
交通・情報通信	11・12・13	<p>政府・与党申合せ(平成16年12月)「整備新幹線の取扱いについて」は、年度内の見直しに向け、作業が進められているところである。また、整備新幹線の意義を広く国民に伝える必要があることから、以下のように修正すべき。</p> <p>「整備新幹線については、沿線地域の産業・経済の発展や我が国経済全体の活性化を図るため、既着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間の整備を推進する。」</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められて来たところです。</p> <p>本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しており、整備新幹線についての新たな申合せがなされれば、それに基づいて整備が進められることとなります。</p>
交通・情報通信	14	<p>羽田空港の混雑の原因の大半が札幌便、大阪便、福岡便であるので、これらを陸上交通機関に転換させるべく中央リニア新幹線、北海道新幹線の整備の必要性に言及することが必要である。また、地球温暖化対策としても望ましい。</p>	<p>第2部第4章の冒頭で「陸海空の横断的な視点に立った交通・情報通信体系の整備を総合的に進め」と記述するとともに、「温室効果ガスの排出削減等の問題へのなお一層の取組を推進」と記述しております。また、第2部第4章第2節の冒頭でも、「道路・鉄道・港湾・空港等の国内交通基盤を総合的に整備・活用し、基幹的なネットワークや拠点の機能確保を推進する」としているところです。</p> <p>個別プロジェクトの進め方については、それぞれの状況を踏まえ、より具体的・即地的な検討が進められるものと考えております。</p>
交通・情報通信	15	<p>国際航空貨物が成田に集中しているが、アジアのハブとしての我が国の国際航空貨物対策について記述することが必要である。</p>	<p>国際航空貨物については、第2部第4章第1節(1)で、「アジア・ゲートウェイとしての機能を有する国際拠点空港等において「我が国の航空物流事業者の国際物流環境の形成にも資する、貨物施設の整備や集約」としているところです。</p>
交通・情報通信	16	<p>オープンスカイやLCCは、近い将来、日本の航空に大きな影響を与えるものと考えられるため、これらの動向に対応する必要性について明記することが必要。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第2部第4章第1節(1)で「格安航空会社(ローコストキャリア)の台頭にとまない」や「全国的な視野に立ってアジアとオープンかつ戦略的なネットワークを増進」と記述し、新しい動向と対応の必要性について示しているところです。</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
交通・情報通信	17	民間航空会社による健全な競争が行われるような環境(滑走路処理容量)を確保する基盤整備が必要であることを明記するべき。	需給が逼迫している東京国際空港について、ご指摘の趣旨に沿って第2部第4章第2節(3)に「その隘路となっている東京国際空港の空港容量の確保を速やかに図る」としているところです。
防災	18	東京一極集中の弊害は、特に大規模な災害発生時等に顕在化する。政治・行政・経済の中核機能が麻痺することのないよう、首都圏が被災した場合においても、当該機能を継続・確保する仕組みを構築することが緊要である。とりわけ、首都圏と同時被災の可能性が小さく、既存ストックの集積がある関西において、当該機能をバックアップできる体制を整えることが効率的・効果的であり、国家の危機管理の観点から関西を首都機能バックアップエリアとして位置付けられたい。	中核機能の危機管理については、第1部第3章第3節(2)において、国や広域ブロックの経済・社会機能の中核を担う大都市圏及び地方の拠点となる都市における中核機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化及び業務継続計画等の策定について示しているところです。
防災	19	台風の時に、報道機関が流す情報は各地点における雨量等「点の情報」だが、気象庁、放送機関、自治体の協力により、河川や地域での水量等を数量化、または図式化し、「線」や「面」による情報」を放送するようにしてほしい。	災害情報については、第2部第5章第1節(2)で、「災害情報や避難情報についてわかりやすい表現を用いる」旨の記述をしているところです。
国土資源・海洋	20	国土形成計画は人間中心から、水の循環系(森、水田、河川、海岸)を一貫したものと捉えたとした生態系中心の思想に切り替えるべきだと思います。	森林、農地、都市、河川、海洋・沿岸域をつなぐ水循環系の視点で国土を捉えることは重要であると認識しており、第1部第3章第4節(2)では戦略的目標の一環として流域圏における国土利用と水循環系の管理の重要性を示し、第2部第6章第1節(1)では健全な水循環系の構築による生態系の保全等を記述しているところです。また、多様な主体の参画を目指して、流域連携の考え方や活動を支える仕組みづくりについても示しているところであり、この推進を図ってまいりたいと考えております。
国土資源・海洋	21	流域圏における適正な国土利用と水循環系の管理のための住民協力や、上下流交流、流域意識を醸成するための多様な主体の参画・連携の仕組みが必要であることについて、その具体的な計画内容について十分にビジョンが語られておらず、計画概念としての流域圏の意義を高める記述が求められる。	計画概念としての流域圏の意義については、第2部第6章第1節で流域圏に着目した国土管理の重要性を記述しているところです。また、多様な主体の参画を目指して、流域連携の考え方や活動を支える仕組みづくりについても示しているところであり、この推進を図ってまいりたいと考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
環境保全・景観	22	<p>第1部第3章第4節「循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成」において「危機的な状況にある生物多様性の維持・回復等、人と自然との共生を図ることが重要な課題」としているが、実際にこの方針が徹底されていくか疑問である。例えば、一旦指定した道路は必ず完成させるという流れを改めない限り、「人と自然との共生を図ること」は達成できないと思われる。</p>	<p>国土基盤と自然環境との関係については、第1部第4章第1節「国土基盤投資の方向性」において、「事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮することが必要である。」としているところである。</p>
環境保全・景観	23	<p>「省CO2型」という用語は、「CO2を節約する」という誤解を招く恐れがあるため、「低CO2排出型」という用語にしたほうが分かりやすい。</p>	<p>「第3次環境基本計画」(平成19年4月)や「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」(平成19年9月)においても省CO2という表現が用いられており、表記の統一を図っています。</p>
環境保全・景観	24	<p>エコロジカル・ネットワークは、「生態系ネットワーク」ではなく、「生態的ネットワーク」が適切ではないか。また、ネットワークの形成もさることながら、核となる自然保護地が良好に維持されることは当然としても、さらにまとまりを持った生息地の確保の必要性をまず述べ、適切ではないネットワーク化は外来種や病原菌の侵入等悪影響を及ぼすことが知られていることを踏まえた具体的な記述をする必要がある。また、国際的な視点から、東アジアのエコロジカル・ネットワークの保全と再生の必要性を明記することが必要である。</p>	<p>エコロジカル・ネットワークについては、「第三次生物多様性国家戦略」(平成19年11月)において、「生態系(の)ネットワーク」という表現が使われており、表記の統一を図ったものです。</p> <p>まとまりを持った生息地の確保の必要性については、本計画では、エコロジカル・ネットワークの形成を通じて進めていくこととしており、第1部第3章第4節(健全な生態系の維持・形成)において記述しているところです。また、第2部第7章第2節において、適切ではないネットワークの悪影響についても留意すべき点として記述しているところです。</p> <p>国際的な連携については、第2部第7章第2節において記述しているところですが、ご指摘を踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>「このため、国内のみならず、アジア・太平洋地域との連携も視野に入れつつ、…」</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
環境保全・景観	25	<p>ランドスケープという用語を使用していることについての説明が不十分である。ランドスケープについて十分な説明をし、その位置づけを明確にすることが必要である。</p>	<p>ランドスケープ及びその考え方については、欧州ランドスケープ条約等国际的な動きも踏まえ、今後国土形成上、重要になってくると考えられる概念として、国土審議会計画部会持続可能な国土管理専門委員会において議論を行い、新しく計画に取り入れたものです。「ランドスケープ」については、第2部第7章第3節において「地域の空間利用に関する計画に上記のような考え方が反映されるよう努めるとともに、その考え方、意義等について普及・啓発を図る」としているところであり、意義・考え方等の普及・啓発に努めていきたいと考えています。</p>
新たな公	26	<p>「新たな公」においては、国から地方への権限委譲とも絡めて行政（地方公共団体等）の役割に関する記述が少ない。多様な主体の協働・連携に基づく地域のガバナンス形成において、旧来からの行政によるガバメント、特に、地域住民の生活を守る拠点としてのローカルガバメントである市町村自治体の役割を強調することが必要である。</p> <p>また、農山村漁村地域では「新たな公」のシステム形成には限界があり、旧来からの「地縁型コミュニティ」に対する支援の視点が必要である。</p>	<p>「新たな公」に基づく地域づくりにおいては、行政の役割も、民間主体の発意やビジネスマインドを誘導・サポートする方向に切り替わっていくものと考えます。ご指摘の市町村の役割については、「多様な民間主体との協働を推進するとともに、幅広い住民サービスを担う。」と位置づけています。</p> <p>また、維持・存続が危ぶまれる集落での暮らしの将来像の合意形成を図る上で、「地縁型のコミュニティなど多様な民間主体と行政が協働することが重要である」と記述しています。</p>
新たな公	27	<p>「くらし」や「いのち」という現実の地域社会からの視点が盛り込まれているのを感じました。</p> <p>私どもは、平成5年にNPO法人を立ち上げ「地域」をキーワードに活動を展開してきましたが、常に心がけたのは、・既存の分野の縦割りで考えない、・行政枠で考えない、ということ。常に「くらし」や「いのち」という視点で、今を生きる大人の責務として、地域の当事者として次の世代に今よりも少しでもいい社会を手渡すことを考えてやってきました。</p> <p>そして、この当事者意識を持った人を増やすこと、これこそが、地域づくりそのものであり、地域の集合体が市町村であり、市町村の集合体が都道府県、都道府県の集合体が国であると考えれば、それぞれが自分の地域づくりに取り組むこそ、国づくりと言っても過言ではないと考えます。</p>	<p>「新たな公」を基軸とする地域づくりの考え方にご賛同いただき、自ら中間支援組織を立ち上げるなど地域でのご活動に尽力されているとのこと。今後とも、ご活動を通じて明らかになった課題や今後の展望などをご教示いただき、この取り組みの広がりにご協力いただければと思います。</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
新たな公	28 ・ 29	「新たな公」による地域づくりにおいて、「国籍に関係なく」とあるが、いかなる理由によるものか。国籍の違いを無視するような考え方は取るべきではない。	政治への参加などに関しては国籍による制限がありますが、居住環境整備などの地域づくりに関しては、それぞれの地域で暮らす多様な人材によって担われていくことが望ましいという趣旨を述べたものであります。
新たな公	30	「新たな公」の記述が冗長になされているが、国土形成計画において書く場合、人材育成の一環として幅広く記述することが必要である。	「新たな公」については、今後の地域づくりの担い手についての新たな方向性を示したものであり、今回の国土形成計画の重要な要素としております。この「新たな公」は新しい概念であることから、国民の皆様にご理解いただくため、丁寧に記述しているものであります。
その他 (国土構造等)	31 ・ 32 ・ 33 ・ 34	東京一極集中が進みすぎたことによる弊害及び今後の多極化への転換について、明確に示すべきではないか。	一極一軸への集中による弊害及び国土構造の転換については、第1部第1章第3節、第1部第2章第1節等に記述し、一極一軸型の国土構造から多様な広域ブロックが自立的に発展する国土構造への転換を図ることとしているところです。
その他 (国土構造等)	35	世界及びアジアにおける日本の位置付け・役割を明確にする必要がある。	本計画は、第1部第2章第1節に「アジアに開かれた国土」を目指して、それぞれのブロックと東アジア等諸地域の交流・連携を進めるとともに、東アジアの中での地域の個性と魅力、国際機能等をとらえ直していく。これによって、...東アジアを意識する国土構造に転換を図っていく。」等と記述するとともに、戦略的目標の1つとして「東アジアとの円滑な交流・連携」を掲げるなど、グローバル化の進展と東アジアの経済発展等を踏まえた記述としているところです。また、広域地方計画の検討に当たって、自らのブロックの東アジアにおける独自性の発現の視点からの検討の必要性(第3部第2章第2節)について示しているところです。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	36	県境にある資源を有効活用し、広域ブロック全体を活性化させるために、第3部第2章第2節に、限界集落の維持面以外の観点からの県境地域への取組についても記述できないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、第3部第2章第2節の記述を以下の通り修正しました。「その際、このような検討が必要な集落は県境地域に多く存在することから、この面においても、県境をまたぐ広域での取組の工夫が求められる。」
その他 (国土構造等)	37	第3部第1章第2節(3)の最終段落において、広域ブロック縁辺部都道府県相互の範囲での連携・調整の必要性が述べられているが、むしろブロックをつなぐインターブロック機能としての役割をこうした地域に与えることが、当該地域および広域ブロックの活性化には有効ではないか。	ご指摘の趣旨について、全国計画においては、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要があるとしているところです。より具体的・即地的な連携及び相互調整のあり方については、広域地方計画において検討が進められるものと考えております。
その他	38	計画期間を20～30年にして、人口が減少しようとしていることを前提として、この期間の地域政策はいかにあるべきかを指し示すことが必要である。	本計画の計画期間については、第1部第2章第2節に記述しているとおり、「これから10年程度の期間は、これまで時代に応じてライフスタイルをリードしてきたいわゆる団塊の世代が60～75歳程度の年齢層にとどまり、引き続き活躍するとともに、高齢化時代における新しい経済社会像の形成に貢献することが期待される。21世紀に入って初めての国土計画である本計画においては、この機を逃さず、あらゆる時代の活躍により、その先の時代の方向を形づくる取組の方向性を先導的に提示していくべきである。」との考えに基づき、「21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ヶ年における国土形成に関する基本的な方針、目標及び全国的見地から必要である基本的な施策を示す」としているところです。
その他	39	「シームレスアジア」については、分かりやすい日本語で書く必要がある。	戦略的目標については「東アジアとの円滑な交流・連携」と修正し、また第1部第3章第1節でシームレスアジアの形成の趣旨を明確にする等の修正を行いました。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他	40	第3部第1章第3節「全国計画と広域地方計画の相互連携」および第4節「北海道総合開発計画……との連携」は節をおこすほどのことではない。	本計画中第3部は、広域地方計画の策定・推進に関する指針等を示しているものですが、全国計画と広域地方計画の相互連携の考え方及び北海道総合開発計画及び沖縄振興計画と国土形成計画との連携の考え方についても明らかにしておく必要があることから、読みやすさにも配慮し、節を設けて整理させていただいたところです。
その他	41	原案は、依然として国土の開発、経済発展優先の思想が濃厚であるようです。	国土形成計画は、平成17年に改正された国土形成計画法に基づくものであり、これまでの開発基調から成熟社会型の計画とすることを特徴の1つとしております。このため、第1部第2章第1節において、「良好な自然環境や美しい景観の形成、…環境負荷の低減、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進等を図り、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」へと再構築していく。これにより、美しさ、安全面や環境面も含めた暮らしやすさを兼ね備えた国土を形成していく」とするなど、成熟社会型の計画を目指しているところです。計画の推進に当たって、新しい考え方の周知に努めてまいります。
その他	42	交通網なども含め、5年後10年後の計画の見通しを一枚の地図上で示すべきと思われる。	今回の国土形成計画では、まず、全国計画で国土形成の方向性を整理した上で、今後、広域地方計画において、それぞれの地元で具体的・即地的な検討を行うこととしております。また、計画の推進に当たっては、計画の内容についての分かりやすい説明について工夫してまいりたいと思います。
その他	43	東アジアとの交流・連携推進が計画の中に位置付けられていることを評価します。その上で、計画の効果的推進にあたり、東アジア諸国の国土計画、地域開発計画等の内容、推進状況を適切に評価し、わが国の施策にフィードバックすること、広域計画の策定及び効果的推進にあたっては、同様に東アジア諸国の各種計画(特に地理的、経済的、社会的に「近接する」地域の計画)の内容、推進状況を適切に評価することを提案します。	計画の推進に当たっては、ご指摘の趣旨を踏まえ、東アジア諸国との連携を適切に図ってまいりたいと考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他	44	<p>示された基本的な方針、戦略的目標、全国的見地から必要とされる基本的施策等についても、概ね評価できる。策定された国土形成計画(全国計画)の推進に際しては、計画の実効性が確保されるよう、以下の意見を参考にさせていただきたい。</p> <p>1. 戦略的目標の実現に当たっては、国が主体となって取り組む事項を明示し、広域地方計画の牽引的な役割を果たすことが必要である。とりわけ、「世界に発展するシームレスアジアの形成」に向けた国際交通・物流インフラの整備、「持続可能な地域の形成」に向けた既存ストックに維持更新計画の策定・推進、「災害に強いしなやかな国土の形成」に向けたハード・ソフトの減災対策、「美しい国土の管理と継承」に向けた自然環境の保全・整備、「新たな公を基軸とする地域づくり」に向けた担い手の確保・育成と地域経営システムの構築、については、具体的なスケジュールを明示し、先行的・重点的に推進することが望ましい。</p>	<p>本計画は、国土形成に関する基本的な方針等を示しているものであり、国土基盤投資の方向性や、計画のモニタリングと評価など、計画の効率的な推進や実効性を高める仕組みについて示しているところです。これらを踏まえた計画の推進を図ってまいります。</p>
その他	45	<p>また、広域地方計画の推進が部分最適に陥らないよう、安全・安心や環境・景観保全等に関わる国土基盤の整備においては、最低限順守すべき基準やルール、利用及び保全計画を明示するべきである。</p>	<p>国土基盤の整備については、第1部第4章第1節において、安全で美しい国土の再構築等に資するよう、国土基盤の質的向上を図っていくことが重要であり、「事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮することが必要である。」としているところです。</p> <p>広域地方計画の策定・推進に当たっては、全国計画との連続性や広域地方計画相互間の整合性についても留意してまいります。</p>
その他	46	<p>2. 社会資本整備をはじめとする国土形成が確実に促進されるよう、新たな整備基金を創設する等の資金調達方策について明らかにしていくことが望ましい。</p>	<p>国土基盤投資のあり方については、第1部第4章第1節「国土基盤投資の方向性」に記述しているところです。</p> <p>なお、資金調達方策については、第2部第1章第2節(2)でPFI等による民間資金の有効活用など様々な手法・制度を最適に組み合わせしていく視点が重要である旨示しているところです。</p>
その他	47	<p>また、地方自治体の深刻な財政事情を踏まえて、中心市街地の再開発やLRT・トランジットモールの整備のために、民間事業者の積極的な参画を促すための、具体的な規制緩和、新たな仕組みづくり、支援方法を検討する必要がある。</p>	<p>民間参画によるまちづくりに関しては、第1部第3章第2節(1)の(魅力的で質の高いまちづくり)に都市再生に対する国の支援という観点で、また第2部第1章第2節(2)の(それぞれの強みを活かした都市圏の形成)に民間資金やノウハウの有効活用という観点で記述しているところです。</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他	48	3. 国土形成計画、国土利用計画、社会資本整備重点計画がどのように関係しているのか、一般国民にも分かりやすい形で整理された全体像を提示するべきである。	国土利用計画については第1部第4章第4節に、社会資本整備重点計画については第1部第4章第1節に記述しているところです。今後の計画の推進に当たっては、分かりやすいかたちでの普及・啓発に努めてまいります。
その他	49	また、道州制の議論や中央防災会議で定められた減災目標との関係についても整合性を図ることが望ましい。	道州制については、現在各方面で様々な議論が進められているところであり、今後の動向について注視していく必要があると考えています。また、防災に関しては、中央防災会議で定められた防災基本計画と整合性を図っているところです。
その他	50	4. 広域地方計画の独自性を尊重しつつ、全国計画の戦略的目標に適った新時代の国土構造を構築していくに当たっては、分野別施策の整備目標(達成レベル)とスケジュールを明示しておくことが必要である。	本計画は、国土形成に関する基本的な方針等を示しているものであり、国土基盤投資の方向性や、計画のモニタリングと評価など、計画の効率的な推進や実効性を高める仕組みについて示しているところです。これらを踏まえた広域地方計画の検討が進められるものと考えております。
その他	51	5. モニタリング指標は、将来の国土像をイメージする上でも有効であることから、定量的かつ具体的な指標を早急に提示していただきたい。また、広域ブロックそれぞれの地域特性や特徴を示すという観点からも、各ブロック固有のモニタリング指標の設定を促すことが必要である。	ご指摘の趣旨については、第1部第4章第2節に記述しているところです。今後、適切なモニタリング指標の設定を行い、効率的、効果的な進行管理に努めてまいります。